

請願文書表

請願第5号	由井事務所開設当時に八王子市が地元住民に約束した水路の改修工事及び近隣未舗装市道の舗装・雨水排水施設等工事の早期実施を求める請願 (令和4年8月15日受理)	都市環境委員会付託
請願者	東京都八王子市片倉町123-1 片倉町一丁目町会 会長 尾川 幸次 外705名	
紹介議員	木田 彩 森 喜彦 望月 翔平 村松 徹 若尾 喜美絵	
請願趣旨		
1. 昭和58年に、現在の由井事務所の新庁舎を開設するに当たり、コミュニティプラント・合併浄化槽の排水の放流先としてコンクリート三面張り構造の水路改修整備の必要に迫られ、八王子市は水路整備工事に着手し、下流部分は水路上に蓋かけした道水路一体構造（一部開渠）の水路整備が行われましたが、由井事務所に近接する水路については、水路敷の一部を既存民家が占有していたことから、市は早期の改修を地元と約した上で、水路整備を一時的に断念した経緯があります。このため、合併浄化槽の排水を放流するに当たり、緊急避難的措置として、水路に並行している市道に数十メートルにわたり専用排水管を埋設し、汚水を暫定放流することで由井事務所は開設を迎えることができました。 加えて、由井事務所構内における雨水処理についても、前述の市道に、浄化槽用排水管と並行して雨水排水用専用管を敷設することにより、予定していた時期までに由井事務所を開設することができました。		
2. しかし、市は義務を放棄し、地元との約束事を履行しないため、私たち地域住民は、平成13年8月に片倉町一丁目町会の専門組織として片倉町一丁目街づくり対策委員会を設置し、課題の解決に当たってきました。そして、所有者の理解と協力を得て、平成31年3月に前述の水路を占有していた家屋は除却され、水路改修事業の障害が解消されました。 これを踏まえ、私たち地元住民は令和元年5月27日に市の水環境整備課に対し、かねてから要望してきた水路の蓋かけによる道水路一体構造による水路改修事業の早急な実施を求めるとともに、由井事務所開設当時の約束を履行するよう要請したところです。これを受け、市においては鋭意検討を重ね、関係所管との調整に尽力され、道水路一体構造の水路改修の実現に向けて最大限の努力をされてきたものと受け止めています。		
3. そして、令和4年5月16日、市側から由井事務所周辺の未整備水路については、地元要望に沿って道水路一体構造による改修工事を行うことや電柱の移設、予算措置、実施設計		

などについての説明があり、工事着工は今年の秋を予定し、来年度の完成を目指すとのスケジュールも示されました。地元住民としては、由井事務所開設に当たり、市が当時の片倉町会（会長：〇〇〇〇氏・故人）及び時田用水水利組合（代表：〇〇〇〇氏・故人）と約束した課題が約40年の歳月を経て解決に向けて前進し、現況の狭隘道路の通行機能が拡充され、通学する児童生徒や近隣住民の歩行、車両の安全通行が確保される見通しがついたことに大いに安堵し、事業進捗を期待したところです。

4. しかし、状況は一変したのです。令和4年6月9日、突如、市側から、水路の蓋かけ工事は行わず、開渠のままの改修工事を行うという方針の大転換が一方的に通告されました。水路は原則として開渠で整備することや、蓋かけした道水路一体構造の水路整備は市民ニーズが高いため優先順位を勘案して事業を採択すること等の説明がありました。通告された市の方針転換を仮に是としたとしても、当該水路とそれに並行する市道の現況を見れば、蓋かけによる道水路一体構造の水路整備による道路通行機能の拡充の必要性は明白であり、かつ、合理的であることが分かります。さらに、由井事務所開設に際しての地元との協議経緯を見れば、その優先度は群を抜いていることは明らかです。また、当該地区はハザードマップの床下浸水危険区域でもあり、整備の優先度はさらに高まります。何にも増して、八王子市は地元との約束を履行する義務があります。約束事とはそういうことなのであります。

5. 当該水路の源流点である斟珠寺弁天池から北野街道に至る整備済み水路の大部分は、既に蓋かけ施工がされています。今回も、蓋かけする基本設計図書が令和3年度に完成し、いざ発注する段階で、唐突に蓋かけはしないと通告されても、我々は理解も納得もできません。

仮に、市が通告してきた水路改修工事のみを単独で施工するとなると、転落防止柵の設置が必要となり、狭隘な道路幅員は現行幅より減少し、清掃車両はもとより自家用車の通行もままならず、市民生活に重大な支障を及すことになります。なぜこのような公共の福祉に反する水路工事の施工を地元に通告してきたのか真意を掴み兼ねています。

なぜ我々がこのような状況に対峙せざるを得なくなったのかまったく理解できません。あたかも、摩訶不思議な何かの影響を強く受け、行政として唐突な方針変更を余儀なくされたかのような印象であり、地元住民としては、このような行政の方針転換を到底受け止めきれず、只々困惑するばかりであります。

次の7項で説明する砂利道（D市道）の舗装工事の施工に当たっても、平成21年5月30日の市民と市長との対話集会（北野事務所）の席上、当時の市長が地元町会長とのやりとりを経て、当該砂利道の舗装工事の施工を直接約束したにもかかわらず、今回と同様に摩訶不思議なことが起こり、結果として舗装工事は実現されませんでした。

6. 由井事務所の開設に当たっては、時田用水水利組合の放流同意は確認事項であるとともに、絶対条件であります。八王子市を信頼した私たちの先輩の判断がこのような禍を招

いたのでしょうか。そうではありません。行政は地元の理解と協力を得られなければ、計画どおりに由井事務所を開設することができなかつた事実を真摯に受け止め、我々の要望はもとより、現在対応すべき課題を確実に解決するよう早急に取り組んでください。

7. 昭和30年に由井村は八王子市に合併し、以来70年にわたり当時の未舗装の道路は市道として地域の人々が中心となって管理してきました。このD市道は、区域境の土地区画整理事業が平成7年に完了して以来、北野街道と区画街路を結ぶ地域の主要道になっています。

現況幅員は3.41メートルから4.5メートル程度であり、道路境界も確定しています。縦断勾配が9%を超える部分があるため、大雨が降るたびに砂利が流出して路面に起伏が生じ、自転車が転倒するなどの事故が発生したり、乳幼児や高齢者が石ころに躊躇、負傷するなど、非常に危険な市道であります。ショッピングカートを押す高齢者や車いす利用者は他の道を迂回して日常生活を送っています。

砂利道であるD市道の舗装工事の要望は、文書や口頭で、そして公開の席上（前記5項参照）で町会長が交代するたびにお願いしてきましたが、市は若干の応急処置をしただけで現在に至っています。担当所管からは、隣地所有者の舗装工事に対する理解が得られないため舗装は難しいとの説明を受けていますが、未舗装のままで、この市道を利用する多くの市民は納得できません。

今回の請願に当たり、D市道に隣接する西側の土地所有者から、窮状を開拓するために積極的に協力したいとの申し出がありました。その内容は、道路後退線を含む幅1.59メートルの宅地（セットバック2.50メートルの用地）を道路用地として八王子市に譲渡するというものです。

これを受けて、市道幅員1.82メートルに道路用地提供幅員1.59メートルを加えた3.41メートルの現況道路敷を最大限活用した舗装及び雨水排水施設等の工事を、道路整備の実施主体である八王子市の責任において実施されるよう強く要望します。

8. 次に、八王子市情報公開条例第7条第1項による公文書公開請求により、その写しの交付を受けた公文書に基づき、前述してきた雨水と汚水に係る検証結果について、以下3点にわたり報告します。

① 由井村が八王子市に合併した昭和30年、京王片倉駅の南側に由井村役場があり、そこが八王子市役所由井出張所となりました。その後、昭和46年、現在地に移転し、木造・平屋建ての仮庁舎を建築し、出張所の業務が行われてきました。

仮庁舎の建築に当たっては、当該地が水田を埋め立てて砂利置場として使用されていたことから、北側から南側に傾斜する地形に従い、粗造成した宅盤となりました。そのため、出張所敷地の南側に隣接する時田用水の水路へ、敷地内の降雨量の全量が流入することになり、越水した降雨水により下流域の住居の床下浸水や水田の冠水被害が多発するなど、地域住民は大変な苦労を強いられてきました。

昭和57年10月8日開催の建築基準法に基づく公聴会では、その体験を踏まえ、敷地

内降雨水の放流先として、地域の人々の願いと時田用水水利組合の放流承諾の条件として、北野街道に近接する敷地北側にある水路への放流を強く求めました。

これを受け、八王子市は昭和57年11月10日開催の地元説明会の席上、「八王子市役所由井出張所新庁舎建設に係る説明会資料」と題して、建設部土木課が改修する北側水路への放流を約束しました。

② 新庁舎建設当時の周辺の土地利用状況は、農家住宅が点在する中に民間の宅地開発による戸建て住宅の建築が少しずつ進んでいましたが、この地は字「時田」と称されるとおり、北野街道以南湯殿川までが広く水田地帯でした。係る状況から由井出張所の浄化槽汚水を素掘りの用水路に放流されることは、農家の人々にとって到底受け入れ難い死活問題でありました。このため、前述の降雨水と同様に、公聴会での発言を受け、八王子市は建設部土木課が改修する北側水路への放流を約束しました。

しかし、三面張り構造による水路改修の目処が立たないことから、今回の請願箇所については水路への放流を断念し、道路法第42条第2項道路敷内に雨水専用管と污水専用管を敷設し、放流する計画の建築確認申請を昭和58年1月31日付で提出し、工事が施工されました。

污水管については、湯殿川排水口までの間をV P管を水路側面に敷設して浄化槽汚水を排出することにより、出張所は開設されました。その後、昭和59年に、請願箇所を除いて水路改修工事が行われ、現在に至っています。

③ 以来、40年の歳月を経る今日なお行政責任を果たさない八王子市の一部所管部署に対し、私たちは強い疑念を抱いています。公文書公開請求により、公聴会（法令にのっとった手続）での私たちの意見を受け、地元説明会において文書をもって約束した合意事項（公聴会発言者全員が同意書に署名）が今まで履行されずにきたことが裏付けられる結果は、誠に遺憾であります。

その主たる要因は、当時の庁舎建設を担当する臨時的組織の庁舎対策本部が解散する際に、地元との大切な約束事を失念したのか、あるいはその引継図書そのものを作成しなかったのか定かではなく、公文書不存在という回答であるため、不存在の経緯は不明のままであります。

本来、未解決の事案は常に組織内において引き継がれていくべき、現在進行形の事案であり、保存期間が経過して廃棄するなどということはあり得ず、保存期間の起算点にすら至っていないものであるため、『不存在』などという状況は公文書管理において遺憾の極みであります。

9. 最後に、令和4年6月20日付市長あての「水路改修工事の早期実施を希求する要望書」の回答が7月15日付で示されました。それによると、「別図A水路は開渠による水路改修を行う、別図B水路は既に整備済みである、別図C水路は昭和59年に整備が完了しており、蓋かけは行わない」としていますが、私たちは、安全・安心な日常生活を営みたい地域住民の意識として、道路通行機能を拡充し、生活の利便性の向上を期することを念頭に、「水路上に蓋かけした道水路一体構造の水路改修」を希求するものであり、地域社会

として当然のお願いをしているものです。

また、「水路上に蓋かけした道水路一体構造による改修は、道路・水路沿線の利害関係者を始めとする地域の合意形成が不可欠」としていますが、私たちの見解は、「公共事業（砂利道の舗装工事を含む。）の施工範囲が直接的に沿線の利害関係者の所有権や占有権を侵害しない限りにおいては」、その公共事業は施工可能であると判断します。さらに、地域の合意形成を醸成していくのは、一義的にはその事業の実施主体である八王子市の責任であり、その対応を地域住民に委ねるかのような姿勢は、行政責任を十分に果たしているとは言い難いものであると考えます。

そして、合意形成の熟度の判断についてですが、今回、請願を提出するに当たり、町会で回覧を回付している447名の町会会員（世帯主）に署名協力を呼びかけたところ、約9割の会員が署名に応じるとともに、さらに同居の家族を含め総数706名が署名に及び、多くの町会会員から請願への支持と賛同を得ることができました。また、工事周辺の近隣住民については、99%の賛同を得ていることから、既に十分な合意形成が図られているものと確信しております。

なお、B水路については、隣接する道路の法面が崩壊し、土砂で水路が埋まってしまったことから、災害復旧工事として最低限の水路改修をするとの説明がなされ、工事が施工されたものであります。論より証拠として、令和4年2月の水環境整備課が作成した基本設計図書において、B水路は今回改修する水路として位置付けられています。なぜこのような論理の一貫しない、齟齬が生じる内容を回答書に記載してきたのか理解に苦しみます。

10. 添付書類

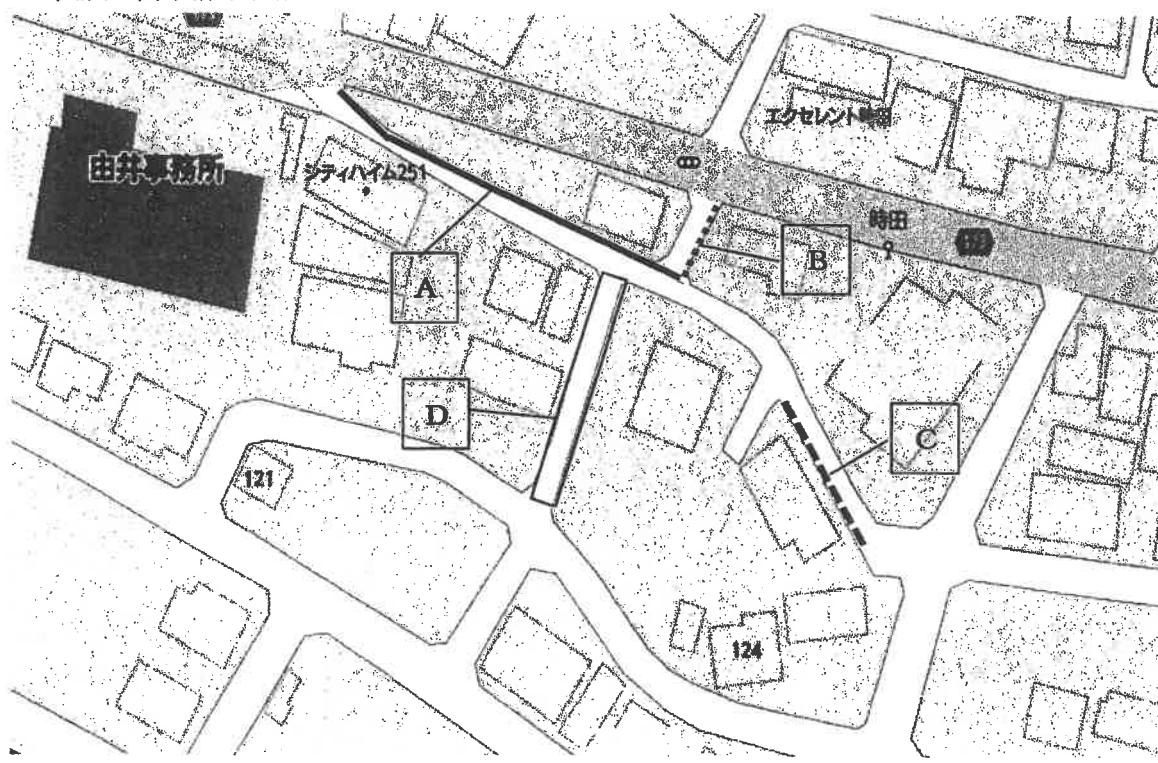
- ・令和4年6月20日付 水路改修工事の早期実施を希求する要望書（町長名）の写し
- ・令和4年7月15日付 上記要望書の回答書（八王子市長名）の写し
- ・令和4年7月15日付 公文書部分公開・非公開決定通知書（八王子市長名）の写し
- ・令和4年2月 水環境整備課作成の水路改修工事基本設計図書の写し
- ・昭和57年9月11日付 時田用水水利組合の雨水及び汚水の放流同意書
- ・昭和57年9月17日付申請 昭和58年1月31日付許可通知書（建築基準法第48条第1項ただし書）
- ・昭和57年10月8日開催 公聴会議事録の抜粋
- ・昭和57年11月10日開催 八王子市役所由井出張所新庁舎建設に係る説明会資料
- ・昭和58年1月31日申請 同3月3日付建築確認通知の抜粋
- ・昭和59年8月 建設部土木課作成の水路改修（その2）工事・水路管理図
- ・平成21年1月14日付 道路舗装工事施工に関する要望書（町長名）の写し
- ・平成22年4月1日付 公文書公開決定通知書（八王子市長名）の写し
- ・道路舗装及び雨水排水施設等工事要望図
- ・現況写真

11. この請願書は、半世紀にわたり地域に保存されていた文書及び公文書公開請求により取得した図書並びに地域の実状と経緯を熟知している古老及びその意思を引き継ぐ現役世代の町会の重鎮との合議により作成したものです。何とぞ、実状をご覧の上、所管委員会の現地調査を経て、『摩訶不思議な何か』を解明していただくとともに、建築基準法第48条第1項ただし書の規定により、第1種住居専用地域内における由井出張所の建築について『例外的に特定行政庁が認め建築を許可』した事実を重く受け止めていただき、『建築主との約束事（昭和57年11月10日付同意書）』が早期に実現されるよう、大所高所からの市議会のご判断を求めます。私たちも現地調査に立会い、直接説明いたしますので、よろしくお取り計らいください。

なお、行政は、この請願に至る諸状況をつぶさに顧みるとともに、セクショナリズムから脱却し、市民全体の奉仕者であるという市政運営の基本を踏まえ、多くの市民の意向を尊重した市民と行政との協働による透明性のあるまちづくりを進め、広く行政運営における正義を実現するとともに、公共の福祉の増進に努められるよう強く望むものであります。

請願事項

1. 下図 A・B水路の改修工事及び蓋かけ工事を早急に実施し、道水路一体構造による道路通行機能の拡充を図ること。
2. 下図 C水路の蓋かけ工事を早急に実施し、道水路一体構造による道路通行機能の拡充を図ること。
3. 下図 D市道に隣接した西側の民地（セットバック2.50メートル部分）を含む道路の舗装及び雨水排水施設等の工事を早急に実施し、道路通行機能の拡充を図ること。



請願添付書類

令和4年8月15日

(項 目)

- ・令和4年6月20日付 水路改修工事の早期実施を希求する要望書（町長名）の写し
- ・令和4年7月15日付 上記要望書の回答書（八王子市長名）の写し
- ・令和4年7月15日付 公文書部分公開・非公開決定通知書（八王子市長名）の写し
- ・令和4年2月 水環境整備課作成の水路改修工事基本設計図書の写し
- ・昭和57年9月11日付 時田用水水利組合の雨水及び汚水の放流同意書
- ・昭和57年9月17日付申請 昭和58年1月31日付許可通知書（建築基準法第48条第1項ただし書）
- ・昭和57年10月8日開催 公聴会議事録の抜粋
- ・昭和57年11月10日開催 八王子市役所由井出張所新庁舎建設に係る説明会資料
- ・昭和58年1月31日申請 同3月3日付建築確認通知の抜粋
- ・昭和59年8月 建設部土木課作成の水路改修（その2）工事・水路管理図
- ・平成21年1月14日付 道路舗装工事施工に関する要望書（町長名）の写し
- ・平成22年4月1日付 公文書公開決定通知書（八王子市長名）の写し
- ・道路舗装及び雨水排水施設等工事要望図
- ・現況写真

令和4年6月20日

八王子市長
石森 孝志 様

片倉町一丁目町会
会長 尾川 幸彦



水路改修工事の早期実施を希求する要望書

平素は、片倉町一丁目町会の運営に対しまして、ご指導ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、町会区域内にある水路改修に係る要望書を提出させていただきますので、早期のご対応をお願い申し上げます。

1. 別図1に赤色線で表示した水路は、近年の大型台風やゲリラ豪雨などにより時として氾濫し、近隣の民家では床下浸水の被害が生じるなど、市民生活に深刻な影響を及ぼしています。

大雨が予想される場合は、由井事務所から土嚢を借用して、多少なりと対策をとるようにしてきましたが、住民の高齢化も進み、個人での対応は困難な状況になっており、当該水路の改修工事は喫緊の課題となっています。

なお、この水路は昭和58年、現在の由井事務所の建築に当たり、コミュニティプラント・合併浄化槽排水の放流先として三面張りの水路改修工事が計画され、整備されることになりましたが、(下流は整備済み)水路敷の一部を既存民家が占有していたことから、着工できなかった経緯(暫定措置として道路敷に専用排水管を埋設して放流)があります。近年、その障害が解消しましたので、当時、貴職が片倉町会(会長: [REDACTED])及び時田用水水利組合(代表: [REDACTED])と約束した(「水路上に蓋かけした道水路一体構造による改修工事施工」)の永年の懸案が解決できる見通しがつき、安堵しているところです。

また、周辺地域は令和3年9月10日に八王子市が公表した別図2ハザードマップにおいては、想定水深0.5m未満の床下浸水が危惧される区域に指定されており、日々不安を抱きながらの生活を余儀なくされていることから、地域住民は浸水被害を未然に防止するための水路改修工事の早期の施工を切望しております。

2. 別図1の青色線表示の水路は、道路と水路の高低差が大きいところで約1.5mあります。北野街道を横断するための押ボタン式信号機が設置されていることから、通学路に指定されており、毎日多くの子ども達が利用していますが、時として、歩行者が滑り落ちるなど危険な形状の水路であり、改修に合わせて歩行者や車両通行の安全対策が求められています。

3. 上記1・2の水路に並行してそれぞれ市道がありますが、幅員が狭く、歩行者と車両の通行に支障をきたし、日常生活に不便をきたしています。水路上に蓋かけをした道水路一体構造の水路整備をお願いいたします。

加えて、この市道の現況幅員は狭小で2m程度であり、人と車両、自転車と車両とのすれ違いもできず、清掃車もサイドミラーを折りたたみ、危険を冒して通行している状況にあり、人命の安全確保すらできていない最悪な生活道路であると言わざるを得ません。

また、地域の主要道路である北野街道は通過車両が多いにもかかわらず、歩道の区分はおろか、ガードレールの設置もできていない部分があり、歩行者にとって非常に危険な道路となっています。

私たち片倉町一丁目町会が片倉町会から分離独立して発足した昭和62年以降、片倉交差点からつどいの森入口交差点間の約700mの区間での死亡交通事故は12件発生しており、12人の尊い命が犠牲となっています。このような状況にあるため、多くの住民は北野街道と並行しているこの市道を始め、湯殿川堤防の通路等を利用して日常生活を送っています。

行政は、人命の尊重並びに住民の安全確保に対し誠意と責任をもって取り組み、今、対応できる目前の改善措置、即ち「水路上に蓋かけした道水路一体構造の水路整備」を直ちに施工し、住民の道路通行の安全を確保するため、速やかに「行政責任」を果たすべきです。

4. 片倉町一丁目町会としては、地域住民の危険回避と日常生活での不便の解消が悲願でありますので、でき得ることであれば、既に水路改修が行われている別図1緑色線表示の水路にも蓋かけ工事を施工していただき、道路通行機能の拡充が図られますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

5. 私たちの町会は、課題解決に向けて、人にやさしい、暮らしやすい環境づくりに積極的にかかわり、地域の街づくりに取り組んでいくことを町会運営の重点目標に掲げ、活動しています。

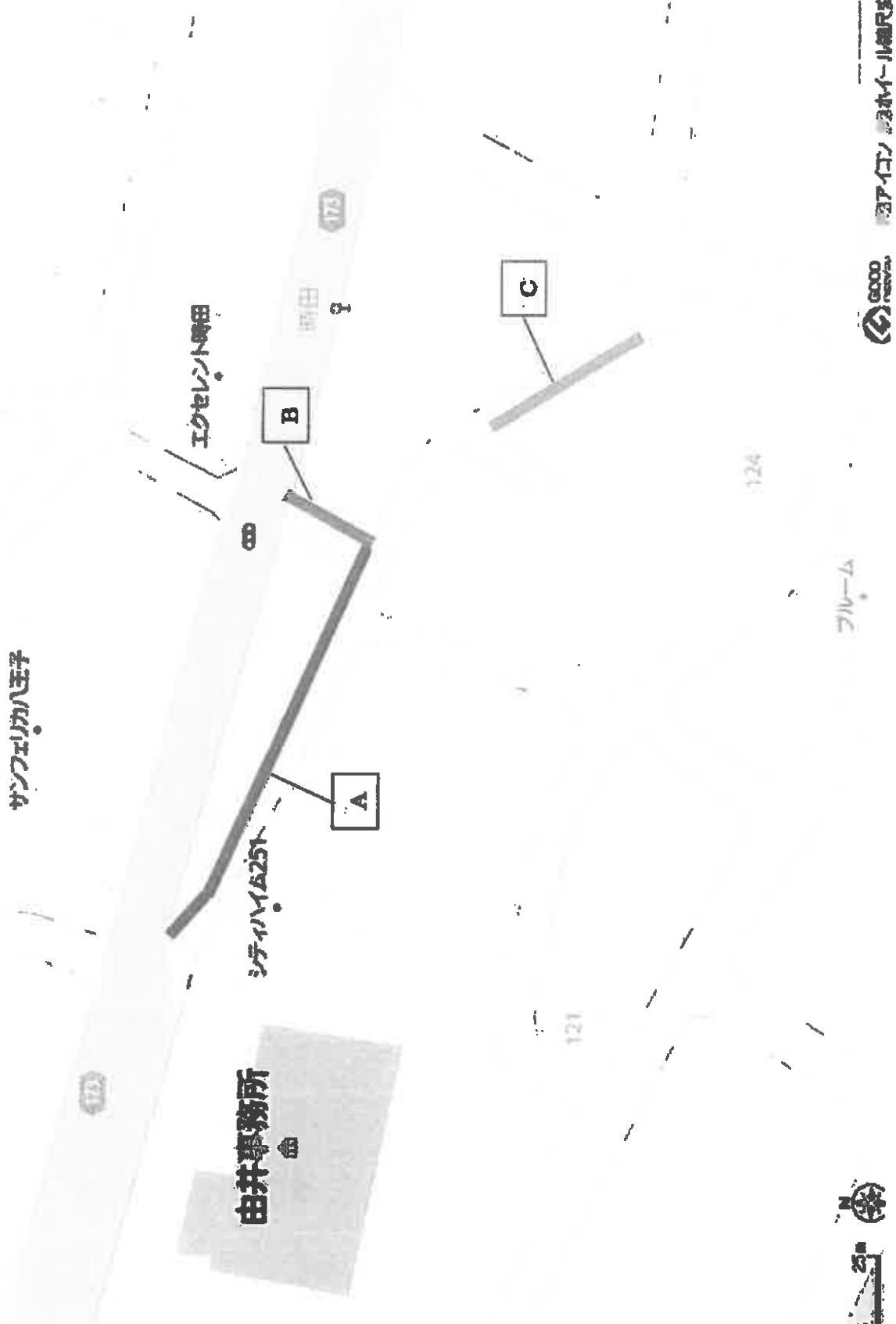
この要望書は、町会の役員会での協議・決定を経て、取り急ぎ代表者である町会長名で提出いたします。

貴職におかれましては、別図3に示す水路現況略図を踏まえ、実状ご観察いただき、前述したそれぞれの地域要望の早期実現のために最大限のご尽力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

なお、本書記載の要望事項については、既に市内部において当該水路の蓋かけによる道水路一体整備の方針が整っており、更なる検討時間は要しないことから、7月4日までに貴職名をもって町会長あてに文書で正式に回答されるよう強く要請します。

* 添付図面 別図1：改修整備要望水路図、別図2：当該地区的ハザードマップ、
別図3：水路現況略図

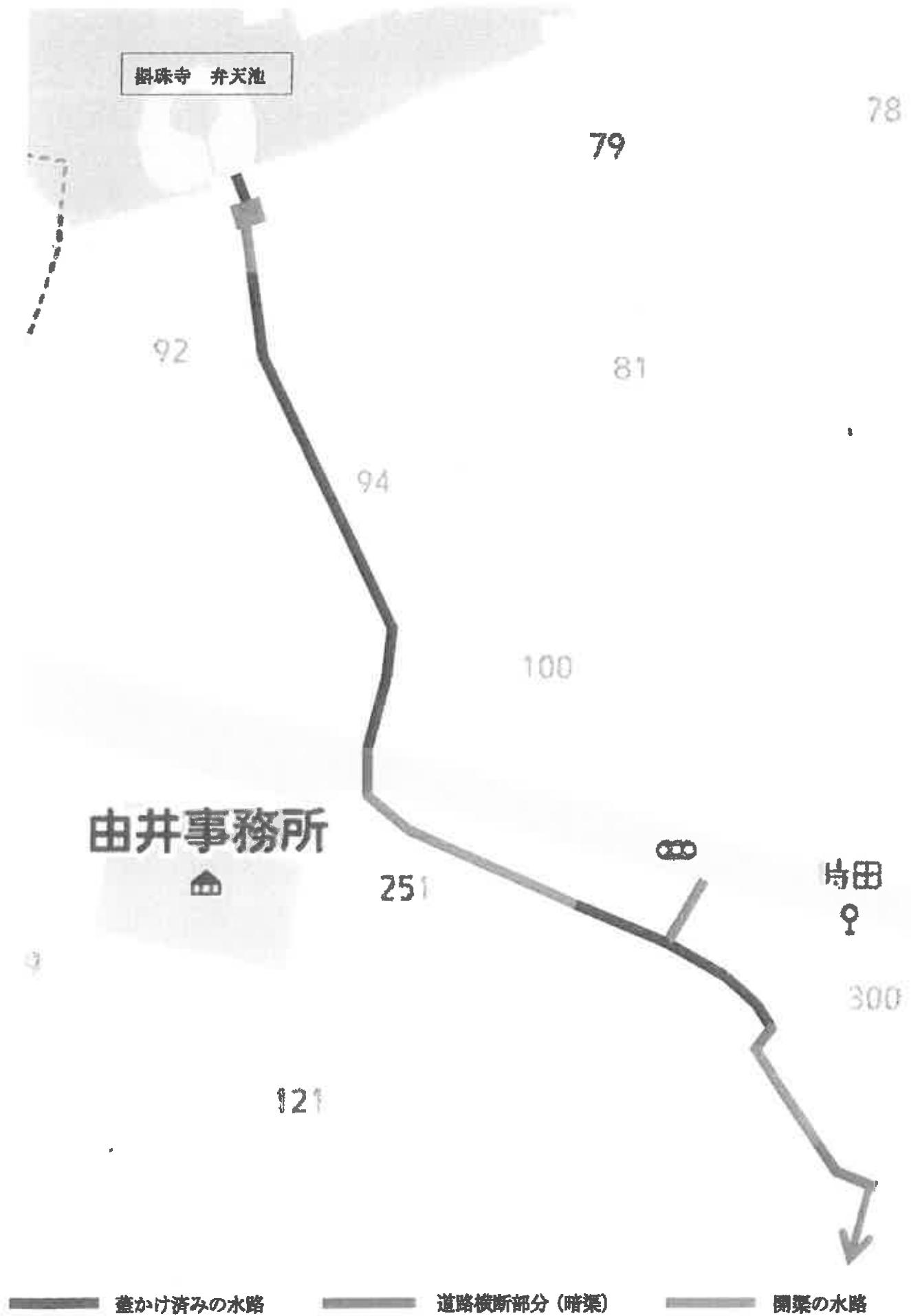
別図1：改修整備要望水路図



別図2：ハザードマップ



別図3：水路現況略図





八王子市
48水環第60号
令和4(2022)年1月15日

片倉町一丁目町会
会長 尾川 幸次 様

八王子市長 石森 孝志

要望書への回答について

平素より本市の水路行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
令和4年6月20日付でご提出いただきました要望書につきまして下記の通り回答いたします。

記

1 別図1の赤色水路（以下「水路①」）の早急な整備の実現について

当該水路につきましては、治水対策として水路の流下能力を向上させる必要があることから、開きよ構造による水路改修を進めて行きたいと考えております。
なお、「水路上に蓋かけした道水路一体構造による改修」につきましては、地域住民の合意形成が不可欠です。

2 別図2青色線の水路（以下「水路②」）の整備について

水路②につきましては、既に整備済みであり、治水対策としての水路改修は考えておりません。

なお、道路における安全対策につきましては、別途、道路を管理する部署や交通管理者と対応について検討が必要となります。

3 水路上に蓋かけした道水路一体構造の整備について

本市における水路の整備は維持管理や生物多様性の観点から開きよ構造であることを大原則としています。ご要望の「水路上に蓋かけした道水路一体構造による改修」につきましては、道路・水路沿線の利害関係者を始めとする地域の合意形成が不可欠です。

4 別図1緑色水路の蓋かけについて

当該水路は昭和59年に整備が完了していますので、現時点での整備は考えておりません。

八王子市 水循環部
水環境整備課長 青木
TEL 042-620-7291



第3号様式（第3条関係）(表)

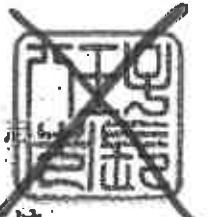
4八市北収第14号の2
令和4年(2022年)7月15日

公文書部分公開決定通知書

片倉町一丁目町会

会長 尾川 幸次 様

八王子市長 石森 孝



令和4年(2022年)6月24日付で請求がありました公文書の公開については、八王子市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、裏面のとおり審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の件名	現在の由井事務所(鉄筋コンクリート造・陸屋根・2階建の建築物)開設に係る一切の公文書のうち 1. 建築確認図書一式(確認済から検査済証交付まで) 2. 建築計画に係る地元説明会資料、同会議録、地元との交渉記録 3. 公聴会開催の記録(配布資料、同会議録) 4. 建築審査会開催の記録(会議資料) 5. コミュニティプラントからの汚水放流に係る ③時田用水水利組合の放流同意書及び附属図書	
部分公開の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)	
部分公開の日時及び場所	日 時	令和4年7月15日 午後1時30分から
	場 所	八王子市役所 1階 情報公開・個人情報保護コーナー
公開しない部分並びに公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙参照	
八王子市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	年 月 日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求の手続が必要となります。	
担当 当 課	市民部北野地域事務所 電話 042-645-8711	

注 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においでになれない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

* 第4号様式（第3条関係）（表）

4八市北収第14号の2
令和4年(2022年)7月15日

公文書(非公開決定通知書)

片倉町一丁目町会

会長 尾川 幸次 様

八王子市長 石森孝志



令和4年(2022年)6月24日付で請求のありました公文書の公開については、八王子市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、裏面のとおり審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の件名	現在の由井事務所(鉄筋コンクリート造・陸屋根・2階建の建築物)開設に係る一切の公文書のうち 4. 建築審査会開催の記録(会議録等) 5. コミュニティプラントからの汚水放流に係る ①放流ルートの計画図書(平面図、縦断図、構造図) ②放流ルートの竣工図書(平面図、縦断図、構造図) ④放流に当たり地元との協議、打合せ等に関する図書 ・水利組合に対し同意を求めた図書 ・水利組合との交渉記録 ・地元と八王子市との約束事(水路上に蓋かけした道水路一体構造の水路整備)のやりとりに関する図書 ⑤汚水放流許可申請書、同許可書、これらに係る附属図書 ⑨汚水放流専用管を市道に敷設した経緯を示す図書、市道専用許可申請書、同許可書
公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	・不存在 ・理由 4. 当該文書について建築審査会の事務局であるまちなみ整備部建築指導課に確認したが、会議録の保存期間である10年を経過しており廃棄済みである。(建築審査会開催昭和57年) 5. ①②④⑥⑩ 当該文書は、引継ぎの有無や時期について不明である。引継ぎの可能性が考えられる水路整備事業所管の水循環部水環境整備課(当時の建設部土木課)及び、庁舎対策本部の引継ぎ所管である契約資産部資産管理課(当時の財務部契約管財課)、市民部北野地域事務所(由井事務所)(当時の市民部由井出張所)において確認したが保存されていない。
八王子市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	年月日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求の手続が必要となります。
担当課	市民部北野地域事務所 電話 042-645-8711

第3号様式（第3条関係）（表）

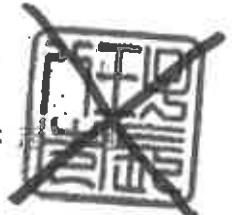
4八水環収第67号の2

令和4年（2022年）7月15日

公文書部分公開決定通知書

片倉町一丁目町会
会長 尾川 幸次 様

八王子市長 石森孝



令和4年6月24日付で請求のありました公文書の公開については、八王子市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、裏面のとおり審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の件名	5.⑦ 水路管理図面 (S69) ⑧ 離事録 (R3~R4) 測量委託PR文 (R2)	
部分公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)	
部分公開の日時及び場所	日時	令和4年7月15日 午前 1時 30分から 午後
	場所	八王子市 1階 情報公開・個人情報保護コーナー
公開しない部分並びに公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公開しない部分 5.⑦、⑧の図書うち個人の氏名、住所 ・根拠条例 八王子市情報公開条例第8条第2号に該当 ・理由 個人に関する情報であって特定の個人を識別するため 	
八王子市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	<p>年月日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求の手続が必要となります</p>	
担当課	水循環部水環境整備課 電話 042-620-7388 (担当 松村)	

注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。指定された日時にないでになれない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

第4号様式（第3条関係）（表）

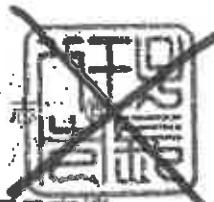
4八水環収第67号の2

令和4年（2022年）7月15日

公文書非公開決定通知書

片倉町一丁目町会
会長 尾川 幸次 様

八王子市長 石森孝



令和4年6月24日付で請求のありました公文書の公開については、八王子市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことと決定しましたので通知します。

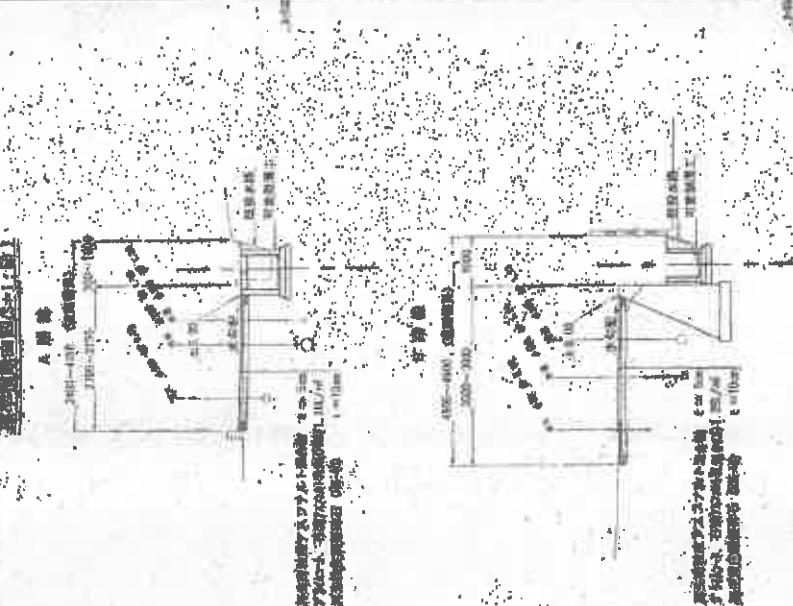
なお、この決定に不服がある場合には、裏面のとおり審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の件名	<p>5. ⑥汚水放流のための既設水路をコンクリート三面張構造で改修する設計図書（平面図、縦断図、構造図）及び改修に至る経緯を記録した図書 ⑦三面張改修工事の施工済み区間と未整備区間を示す図書 ただし、施工済区間の水路管理図面は部分開示する</p> <p>6. 庁舎対策本部の解散から現在の所管課に至るまでの各所管間の事務引継図書並びにこれらに類する経緯の分かる図書</p>
公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・不存在 ・理由 <p>5. ⑥</p> <p>当該文書は昭和59年度（1984年度）に作成した5年保存の文書であり、昭和64年度（1989年度）に破棄済のため。</p> <p>5. ⑦</p> <p>未整備区間を示す文書は作成していないため。</p> <p>6.</p> <p>当該文書は、水路の整備の事業所管である、水循環部水環境整備課（当時の建設部土木課）及び庁舎対策本部の引継ぎ所管である、契約資産部資産管理課（当時の財務部契約管財課）と契約資産部資産管理課より引継ぎがされた可能性がある、市民部北野地域事務所（由井事務所）（当時の由井出張所）に保存されていないため。</p>
八王子市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	年月日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求の手続が必要となります。
担当課	水循環部水環境整備課 電話 042-620-7388 （担当 松村）

平生集



卷之三



卷之三

卷之三

新总经	新总经的管理经验
工件件名	工件件名的管理经验
工单编号	工单编号的管理经验

卷之三

甲 乙 丙

12

取扱上の注意

至急

秘

起案 昭和 57 年 9 月 8 日

決裁 昭和 57 年 9 月 9 日

先方の文書

昭和 年 月 日付 第一號

昭和 年 月 日取受

施行 57 年 9 月 9 日

57 年 9 月 10 日

あて先

時田雨水水理組合

代表者

発信者

定式
部長助役
課長

件名

由井出張所新築に伴う雨水及び淨
化槽排水の放流について

このことについて

裏面 のどおり

別紙

通知

回答

決定

申請

報告

購入

提出

告示

依頼

照会

送付

公告

てよろしか
します。

市長	助役	部長	署次	次長	課長	課長補佐	係長	主任	係長

合議先

保存	施行確認	検査	公印管守者	文書審査	文書取扱主任	起案者	行	課
永久 5年	10年 1年			57.9.10 部			対 電話	係

本局行政につきましては、平素から格別のご
協力を賜り厚くお礼申上げます。

（承知のとおり）市民サービスの向上と
住民の交流を場として、本年度より由丹出張所
(集合施設併設)新築事業に着手しております
が、敷地内の雨水及び淨化槽排水を当
組合や水利権を有する水路に放流すること
につき、弊段のご理解を賜りご承諾下
さるようお願い申上げます。

今後、淨化槽排水の管渠につけては令金を
期する所存です。

放流場所 別図のとおり



昭和 57 年 9 月 11 日

八王子市長 後藤聰一 殿

時田用水水利組合
代表者 [REDACTED]

承 諾 書

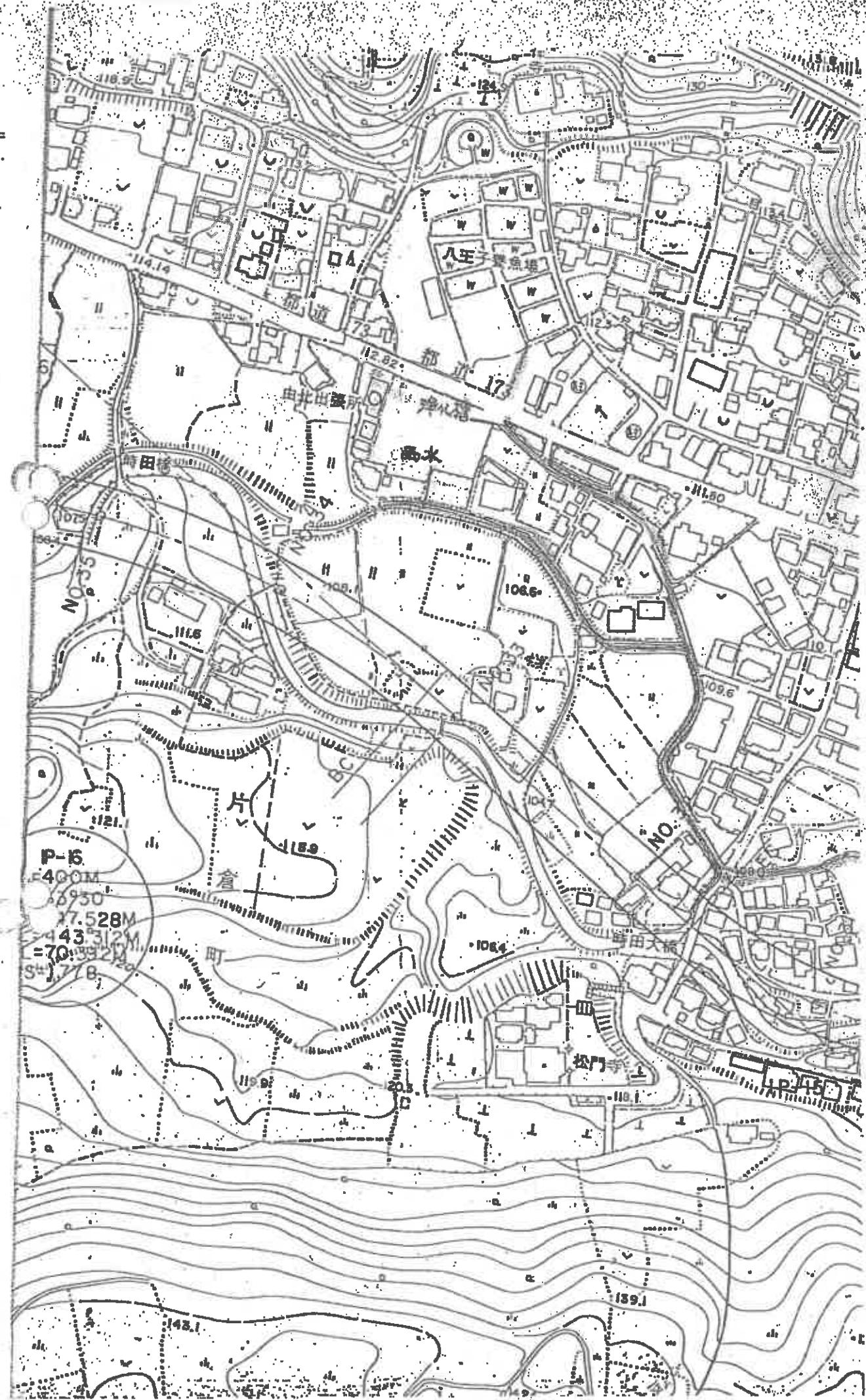
昭和 57 年 9 月 10 日付 57 八庁発第 39 号で申出のあった由
井出張所新築に伴う雨水の放流については、承諾します。

時田用水木利組合

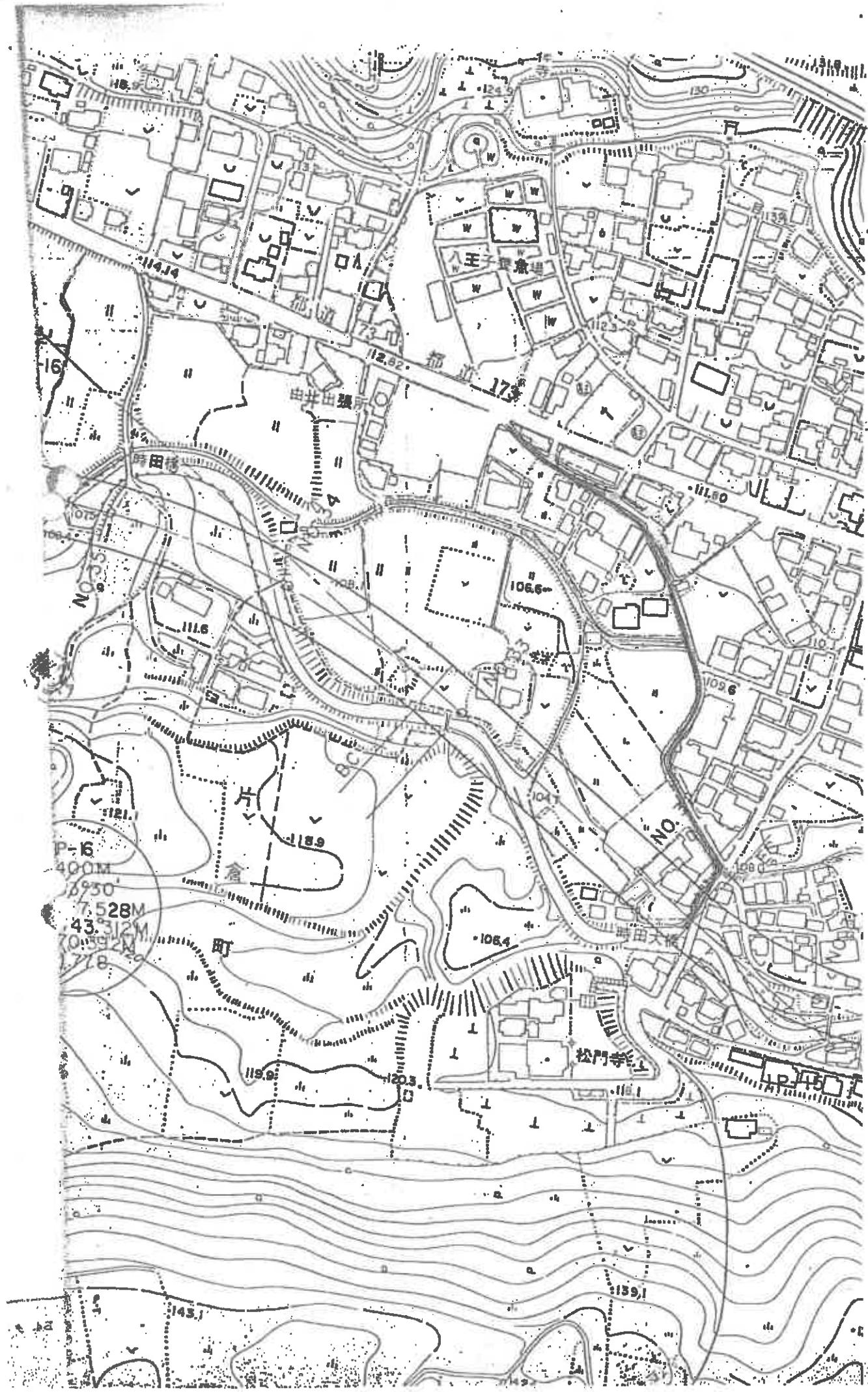
代表

昭和二十七年八月二日付第十八号発第32号で申出のつた因
此件に付ては、本詰上

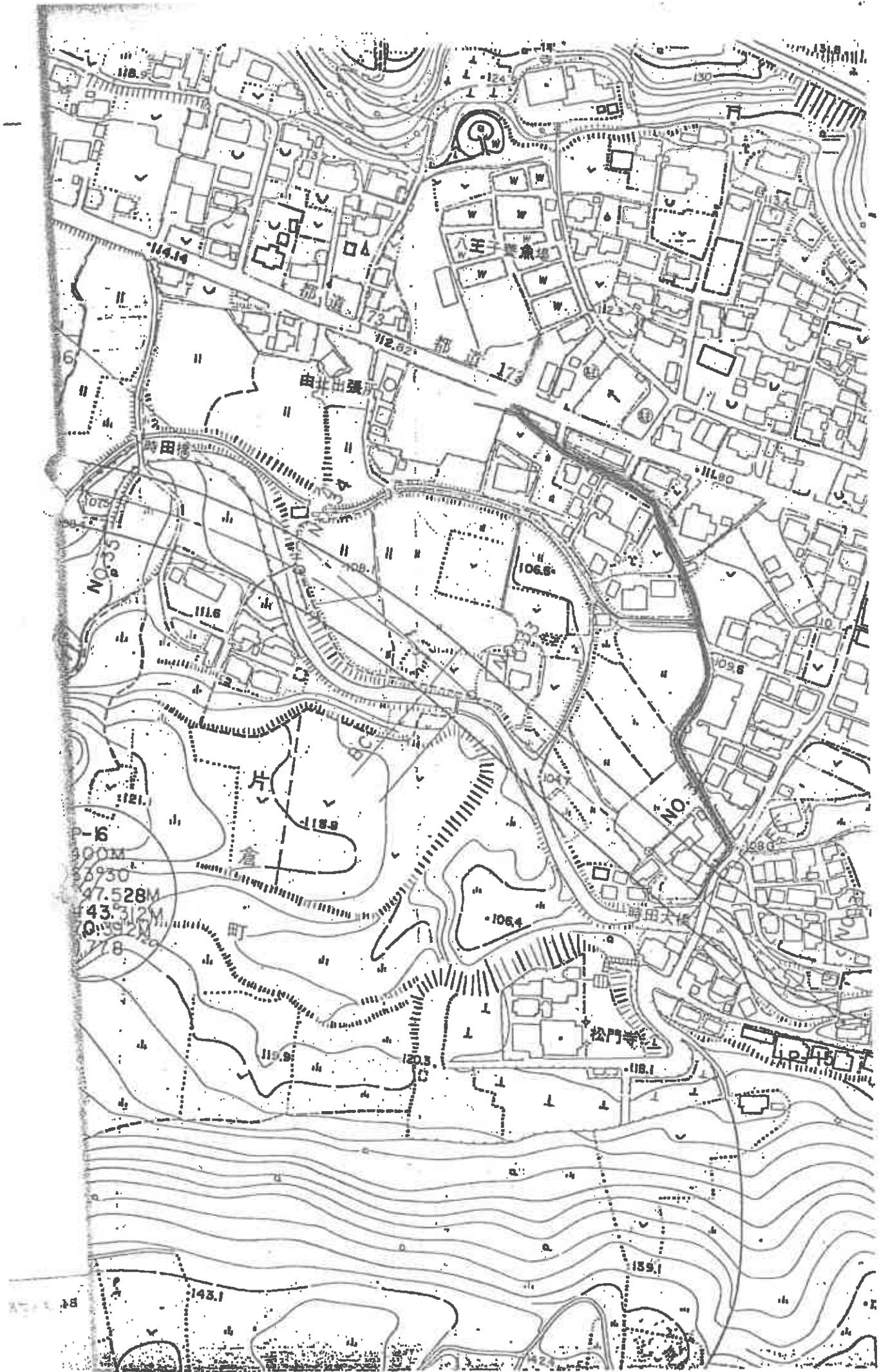
雨水おひ淨化機雨水放流水井



水戸城



第六 橋越通井



第2号様式(第4条開帳)

許可通知書

許可第44号

申請者 八王子市長 後藤聰一

(法人にあつてはその名称)

57年9月¹⁷日付で申請のあつた建築物の新規について、建築基準法
第4条第1項の規定により、許可したので通知します。
なお、許可条件は、下記のとおりとします。

58年1月31日

八王子市長 後藤聰一

記

1 建築主住所・氏名	八王子市本町24番1号 八王子市長 後藤聰一				
2 代理者住所・氏名	八王子市本町4-3 上善ビル402号 株式会社近畿計				
3 許可地名・地番	八王子市本町24番地1号				
4 地域・地区	第一種住居用地区(道路距離から20m第2種住居用地区) 第一種住居用地区(道路距離から20m第2種高層地2)、重複高層地から20m半径地区				
5 建築物の主要用途	用途	6 最高の高さ・階数	8.7m・地上2階地下1階	7	8
	申請部分	申請以外の部分	合 計	面積	面積
7 施工面積	2602.90		2602.90	660.97	660.97
8 建築面積	660.97		660.97	184.37	184.37
9 地盤面積	()	()	()	()	()
10 価格	当				



- (注意) 1. 上欄及び印の欄は、記入しないでください。
2. 9欄の()の中に自家車駐車場その他車の車庫、自家車の停置又は駐車のための施設(機械室、駐車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を書いてください。

CH0001D002

工事概要書

工事名称	八王子市役所由井出張所新庁舎建設工事
建築主、住所、氏名	八王子市本町24番1号 八王子市長 後藤聰一
建築場所	東京都八王子市片倉町245番地1外
用途地域	第一種住居専用地域(道路境界線から20mまで第二種住居専用地域)
防火指定	道路境界線から20mまで準防火地域
高度地区	第一種住居地区(道路境界線から20mまで第二種高度地区)
建ぺい率	第一種住居専用地域 40% 第二種住居専用地域 60%
容積率	第一種住居専用地域 80% 第二種住居専用地域 200%

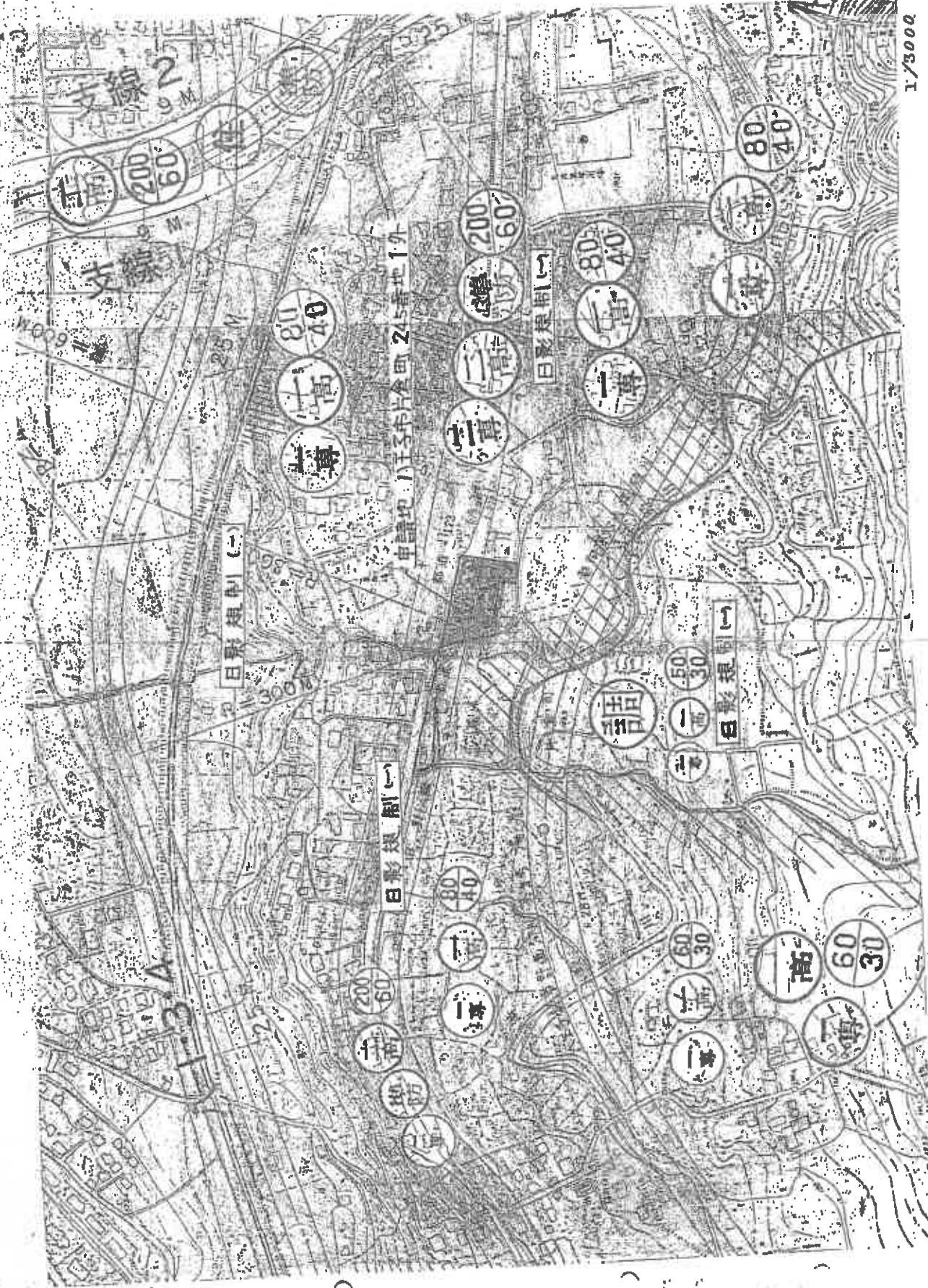
敷地面積	第一種住居専用地域 1342.81m ²			
	第二種住居専用地域 1260.09m ²			
	計 2602.90m ²			
用途	庁舎	自転車置場	浄化槽機械室	計
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	補強コンクリートブロック造	
階数	2階建	平家建	平家建	
建物の高さ	8.70m	2.60m	2.60m	
建築面積	650.50m ²	2160m ²	687m ²	660.97m ²
床面積	1階 565.0m ²	2160m ²	687m ²	595.47m ²
	2階 558.9m ²			558.90m ²
	PH 30.0m ²			30.0m ²
	計 1153.9m ²	2160m ²	687m ²	1184.37m ²
建ぺい率	$(1342.81 \times 40\%) + (1260.09 \times 60\%) = 496.8\%$			49.68%
	$2602.90 \times 49.68\% = 1293.15m^2 > 660.97m^2 OK$			
容積率	$(1342.81 \times 80\%) + (1260.09 \times 200\%) = 1380.9\%$			138.09%
	$2602.90 \times 138.09\% = 3594.34m^3 > 1184.37m^3 OK$			

用金地圖 4

日影規制 (一)

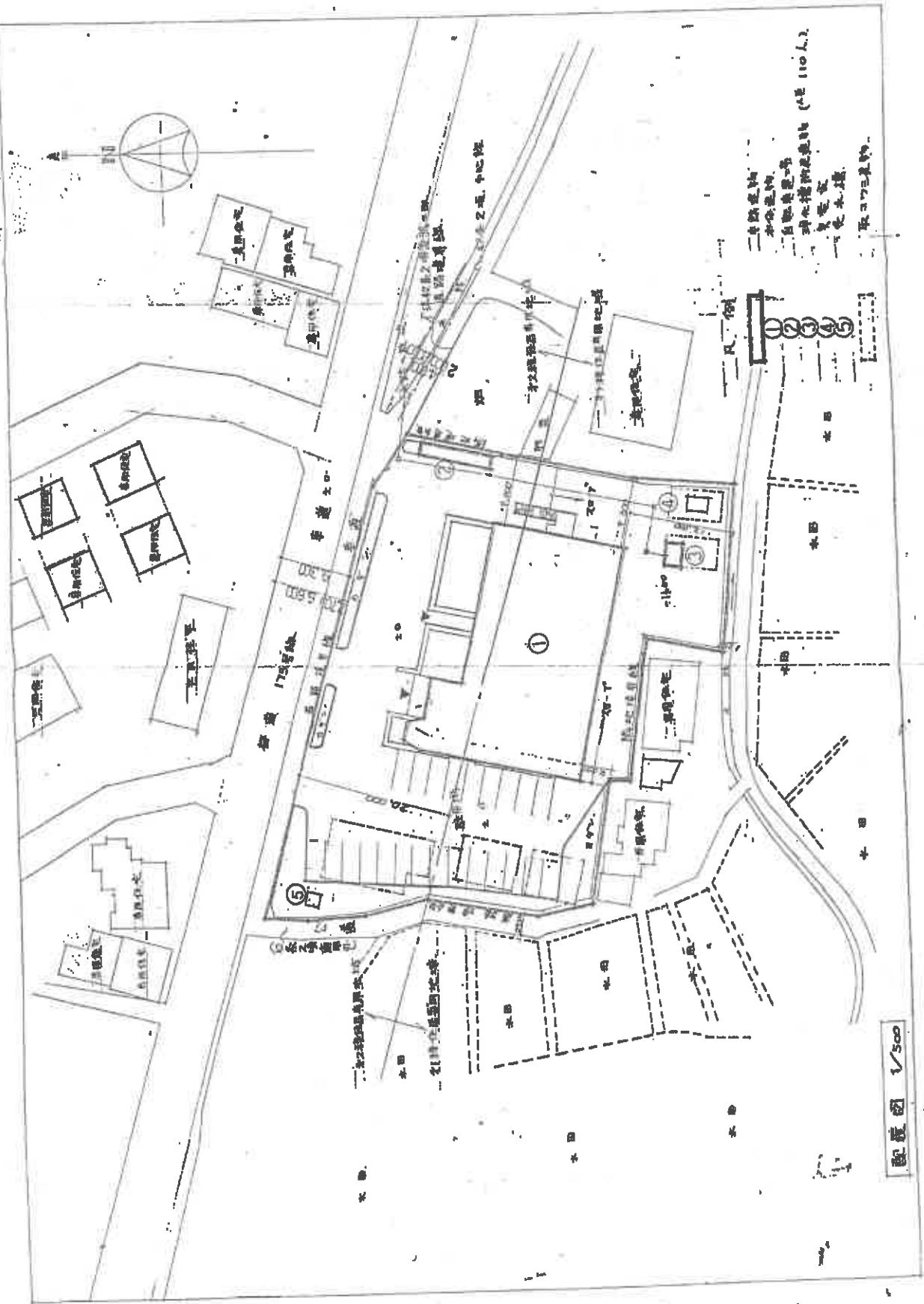
日影規制 (二)

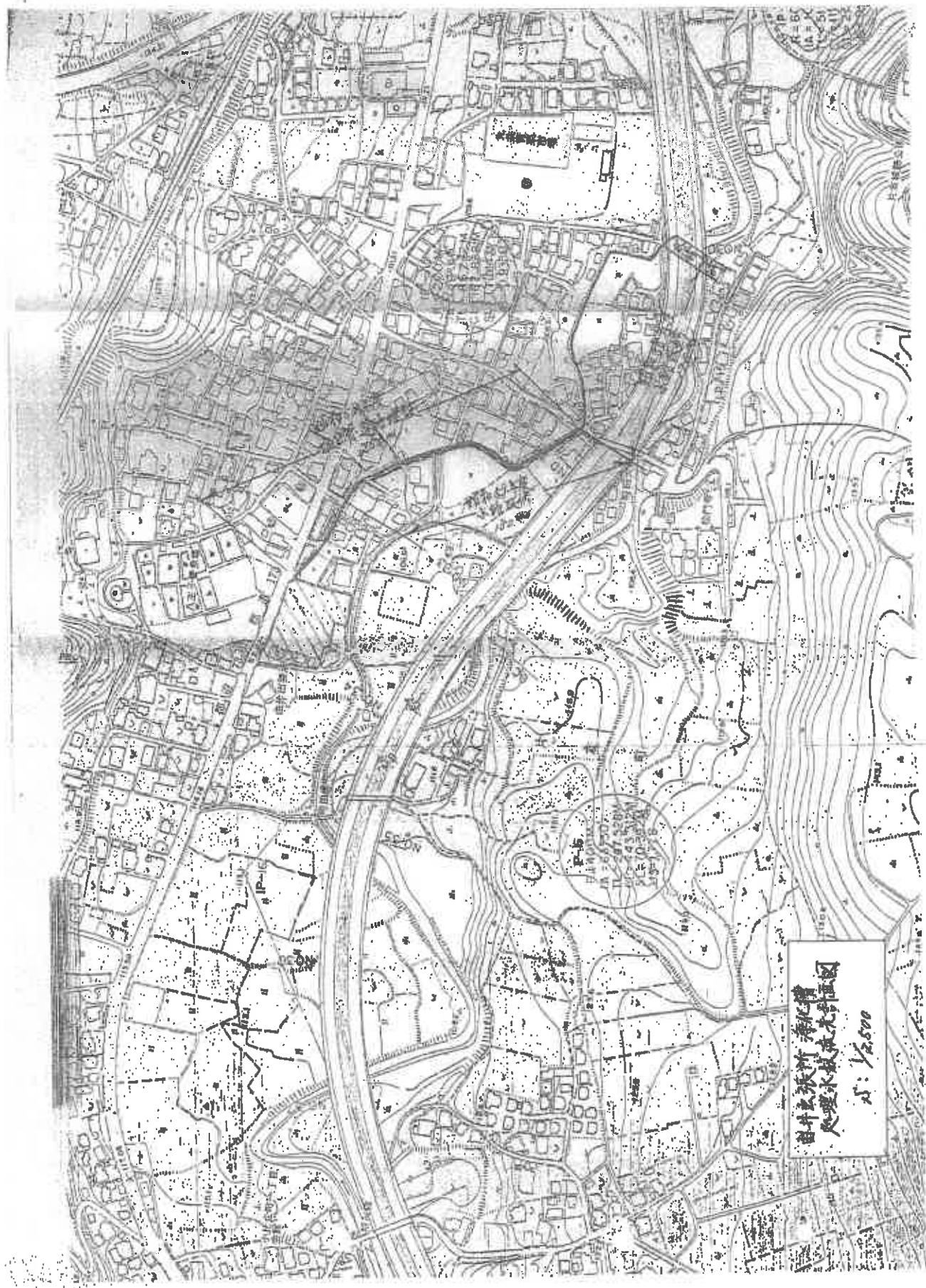
申請地 1933年1月25日



1/3000

配管图・附近状況図 5





公聴会開催の記録（公議録）梗概

昭和57年10月8日開催

それが、1番目の問題です。

2つ目として、建築計画で、浄化槽と変電所を考えてあります。これも先ほ
どほかの方もお話しされていましたけども、最初といふか、5月10日にいた
だいたときには、南側の現在低くなっている部分、それについて盛り土すると

いうことになると利害関係が出てくるから、盛り土は避けたいということで、階段をつけて、下に下がって、現在の既設の地盤で、多少整地をする程度で、そこに浄化槽と変電所をつくりたいんだ。それで勘弁してくれと、そういう話があったわけですね。

よくよく私も考えてみると、あそこを地盛りするって、北傾斜で、北側、要するに都道側にその敷地の排水をとるということも聞きましたんで、そんなことになりますと、おそらく1.5mぐらい現在の地盤高より盛り土することになると思うんだね。で、ちょっと調べてみると、宅地造成規制法による規制区域内ですか、にも入っているようですし、東隣の私の利害関係からいきますと、あそこまで1.5m盛られちゃうと、えらく南側が高くなってしまって、その上に変な施設というと語弊がありますけども、あんまりよくない施設が南側にできてしまうと。

で、市役所の配置図というか、概要書の配置図がらしても、そこに浄化槽を設置する場合に、おで平らにしなければいけない。要するに本体を建築する部分をレベルにして浄化槽を設置する。変電所を設置する。そういう必要性は全くないと思うんですね。そこを一体的に活用するという考えはないようだから、浄化槽と変電所の部分はなるべく隣を植えるようなふうにして、本体の建築物とは離したような形の中でやるんだと。それで、浄化槽の水は北側に持っていって、北側の水路に放流するっていうことのようすけども、それは自然流下ができないから、何かポンプアップするところを聞いています。そんなことからいっても、私は、盛り土する必然性というのは全くないと思うんです。

で、なぜ盛り土しないといけないのか、それをちょっと聞いたことがあるんですね。そうしたならば、建物を先に着工するようになると、その場合に、東側は機械が今度入るだけの余地がなく、いまの計画ですと建物配置がありますん

で、北側の都道沿いの方から浄化槽を設置する南側に機械が入らないと。したがって、建物を建てるときに石積みをやり直すっていうことですから。そのときに一緒に造成しちゃって世話なしにしておきたいと、何かそういう説明だったんですね。ですから、そんなことで、今後半永久的にそういったしわ寄せが関係住民におりてくるっていうことは、私は承服できないというふうに思います。

3番目に、これまた造成の関係なんですが、いま石積みの話が出てますが、その石積みをやり直すと。現在、玉石の石積みがあります。その石積みを取りこわして、新しく、今度間知ブロックで積むっていうような話です。これも、先ほどどなたかお話ししていましたけども、西側についてはいじらない、南側と東側だけ積み直すと。

ただ、あの石積みは、一緒に、同じ業者が同じ時期に施工したものなんですね。で、話を聞きますと、構造上問題があるということだと思います。私どもも近くに住んでいまして、ちょっと雨が降ると、降ってるそのときから翌日、翌日、2日間ぐらいは、清水がわくようになっていうか。すごく水が出てくるわけね。それは、石積みの間から出てくるわけで、逆にいえば、その石積みは完全な擁壁であって、水抜きがなければその水はどうなるかちょっとわからないけども、壁が倒れるか下に引くか。

少なくともああいう公共施設をつくるわけだから、災害等があったときにはおそらく避難場所か何かに考えると思います。そういうことも考慮したときには、この際だから、1回りぐるりと、多少経費はかかってもやるべきじゃないかというふうに思います。

それと、4番目として、建築地盤なんですけども、先ほどちょっと申し上げましたように、南側から北側へ勾配をとって、都道の側溝の方にその雨水をはぐんだというふうに聞きました。だけども、南側を高くして北側を低くして、

そんなに勾配をとらなくて水は流れると思いますけども、でもあそこで距離が相当ありますんで、逆にね、南側を低くして北側を高くするというよりも、北側を都道のいまの地盤高にすれば、自動的に南側は勾配2%なり何なりってくれば低くなるというふうにした場合には、おそらくそこで50cm前後の開きが出てくると思うんですね。

われわれどすれば、何も南を上げてもらいたくないわけ。ということは、そこにまたえらくでかい建物が建っただけですから、高さも高い。そうすると、その分だけ日照関係も出てくるし、いろんな影響が出てくる。したがって、できれば建物はなるべく低く、低くっていうかね、いまは傾斜の話ですけども、南傾斜にとった形で、建物を建設してもらいたい。

で、そのまま今度は南に水を放流するとなりますと、南側の敷地境内用水堀があるわけだけど、その用水堀がやっぱし改修がされてませんので、現在でも大雨が降るとあふれてしまうわけです。したがって、まあ2500～2600m²の敷地の一端の水ですから、どの程度の雨量がそこに集まるかは別にしても、これ以上水をふやすというのはやっぱし危険だと、危険というよりもいまさらあふれていますんで、南側に傾斜をとれば、そこで側溝なり、あるいは暗渠なりで北側の都道に戻すような形、あるいは北側の水路を今回整備するっていうことですから、そちらの方に戻すような形、それはごく簡単にとれると思うんですね。そのことを、基本的に考え方直してもらいたい。

いま、水路の話が出ました。で、5番目として、浄化槽から出る水ですね、その汚水を放流する放流先は、最終的に聞いている範囲では、これは8月ごろの話ですけども、北側に、旧都道に沿って、これは昔用水堀だったんですが、いまは雑排水も入り込んでいます。その水路に浄化槽の汚水を流すと。その水路の整備も、今回の出張所建設にあわせて整備しようということで、市の方で現在努力されているわけです。で、8月に境界立ち会いいたしまして、延長で

いきますと99%ぐらいは境界立ち会いも済んで、あと市の設計。あるいは予算さえつけばいつでもできるという形になってると思うんですね。

ところが、出張所のすぐ隣、要するに最初はくところから、はっきりはかってきませんでしたけど、おそらく延長で30~40m、そのところがこの前の境界立ち会いで不調に終わっちゃったと。

不調に終わっても、私は、市の責任において関係者を説き伏せるなり何なりして、浄化槽の汚水の放流については、終末まで完全な整備をしなければいけないというよりも、これは地元からも非常に強い要請も出ています。これをやつてくださいということで陳情もいたしました。話がつかないところはやりませんというような、いまのところだと、話なんです。それでは困りますんで、必ず話をつけてもらって、水路改修をしてもらいたい。

どうしても話がつかない。そんなふうなことになったときには、これは私の一つの考え方ですけども、もしそうなったとした場合には、水路に沿って42条の2項道路が入っています。その下を暗渠か何かでとってもらって、それから下については、すべて境界立ち会いが完了していますから、そのまんま整備した排水路に放流ができると思います。だから、最悪の場合にはそんなことも考えてもらって、とにかく素掘りのところへそのまま流すなんて、そんな考え方を改めてもらいたい。個人の住宅とかそういった規模の小さいし尿処理じゃないわけですから、不特定多数の、多くの者が一時的に使う。ですから、万全を期してもらいたいというふうに思います。

6番目として、今まで窓口として庁舎対策本部の関係者と話し合ってきて、協議が成立したものが何件かあります。それは、約束どおり最後まで守ってもらいたい、そういうふうに思います。

7番目として、利害関係人で、きょう公聴会で話をされるのは私だけじゃないようですので、少なくとも利害関係人と調整がつくまでは、建築主は、自主

的に一定の手続を保留するっていうか、そんなことを基本的に考えてもらいたい。このまんま着工できるかどうかは建築審査会にかけてみなければわからぬいでしょけれども、そういう強行的な手段に出ないで、そういうことを強く望みます。

で、私とすればいまからでも、気持とすればもう遅いですよ。だけどそんなことをいっていられませんから、いまからでも、建築主と、互讐の精神に基づいて、自主解決をする、そういう考え方を持っています。だから、「そういうこと」を踏まえて、今後の対処を考えてももらいたい。

それと 8 番目、今度、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の話なんですが、その適用を受けるからこそ現場に標識を立てたんだと、しろうとだとそういうふうに思いますよね。私もしろうとだから、そういうふうに単純に思ったわけだ。それまで、中高層建築物の云々の条例があるなんているのは、恥ずかしいけど私も知らなかつた。だけど、調べましたら、53年か何かにその条例が制定されてますね。

で、これは直接用途地区の云々の関係じゃありませんけども、そういったことがわかりましたんで、早速担当部局に相談に行ったというか、説明を受けに行つたわけです。その日が、やっぱり 10 月 5 日だった。その日に話を聞き出すと、高さが 10m 超えなければ、中高層建築物じゃねえと、そういう対話がされたわけですね。だけど、私、条例を見て行った以上、どうもそんなふうに思えない。調べてほしいということで、そこで私と何人かの職員一緒に見ました。だけど、1 種住専の軒高 7m についてはかっこ書きで入つていて、私がいうようにはどれないよ、こういうことであったわけ。そういうことですから、所管がそういうふうにいふ以上、私もそこで自信がなくなりましたんで、一たん帰りました。で、もう一度よく見ると、どうしてもそういうふうに読めない。そうしたら、その翌日の 6 日の日に、関係職員が私のところへ来ました。あれ

は、のいうとおりだったと。

私が、なぜいまそりいってことを話をするか。本来、紛争の解決なんていふのは、その条例を見たって、もし仮に紛争が出たら、市長があっせんするんでしょ。調停の勧告をするんでしょ。そういう立場にある特定行政の市長だし、建築主も市長だし、紛争を解決するのも市長だし、そういう人達が、あまりにもね、そういうことも知らなかつたっていうのは、ただでは済まされない。利害関係のことなんか眼中にない。建築のこととは建築関係でやる、造成は造成関係でやる。だからわれわれはわからないっていうことはないと思います。わからなければ、委託してるならば委託先、よその課でやってるならよその課に、十分な説明なり何なりをさせるようにしてやっていかなければいけない。少なくとも地方公共団体なんだから、市民の行政をしていく上で、模範的な姿勢を持ってやっていかなければいけないのに、今回の由井出張所は、市民の多くが、みんなが望んでいる施設ですよ。それをどうですか、ふたを開けてみれば。建築計画の概要なんていふのは、10月5日に私が行ったら、そこで見えた。きょう本席に来ている利害関係人のほかの人々が、そのことを知っている人がいるかどうか。私知らないけども、そんなことで、利害関係人と話が詰まっていて、調整がとれていて、公聴会が、それは開いたっていいでしょけれども、私は、いまそんな時期になってないと思うんです。

したがいまして、きょうこんなことをいいたくなかったわけ。聴聞規則を見れば、公聴会の延期もできることになってるわけだ。だから、延期したらどうですかということを、6日にいらしたときに要請したわけです。書面は出しません、口頭で話をしました。建築主の方に要請をしました。だけど、それはできないと、延期することはできないということなんですね。だけど、公聴会でいろんなことを話をしてもらっちゃ困ると。その話の内容は、何にも私は話を、いままでしていませんから。だれも知らないと思うけども、とにかく意

見を、どんなんことであってもいわれちゃ困ると。困るんなら、だから延期してくださいと、そう申し上げたわけだ。だけど認められなかつた。きょうの会議はこのままやつて、建築審査会まであと2週間あると。その間に詰められるものは、一所懸命責任持って詰めまじゅうと、こういう話なんですね。

私は、世の中なんて、皆さんみんな信頼関係で成り立っていると思うんだよ。いままでのことがなければ、首を縊に振りましたよ。だけど経過を見れば、そこで首を縊に振って、きょう話をしなければ、そのまままほごにされちゃう、そういう判断が私の脳裏にあったわけだ。そういう心境に押し込んでしまったわけだね。少なくとも私だって、相手の立場を考えて、事を進めようと。荒立てないで平和にとか、そういうつもりでそういうことを申し上げたんだけど、全然取り入れてくれない、あるいは上司と相談するともいってくれない。

したがいまして、私のいいたいのは、建築概要書は10月5日に見していましたよ。だけど、こうなって、こうなって、こうなるんですよ。こうなればこういう影響も出てくるしとか、あるいはいまの仮に概要書でいけば、日照はこうなります、通風はどうです、ああですこうですと、そういう説明を受けたかったし、説明を受けなければ、きょうだって質問するようなことになっちゃうわけよね、何にもわかんないんだもの。要するに、由井出張所をどういうふうにつくるか、その建築概要がわかんないんだもの。おそらく非公式にでも、この会議が終わってから、利害関係人の中でその内容を知ってる者が何人いるか、参考までに当たってみてくださいよ。

1種住専に、建築審査会が許可を与えるっていひたって、私はこれじゃ与えられないと思います。何にも話は詰まってないんだ。詰まってないというよりも、実施設計っていうか何ていうかわかりませんけども、とにかくわれわれ一般の者に、最低限見せて、説明して、理解を求めなければいけない関係図書をおそらく私はだれも持っていないと思うよ。

八王子市道計測井水揚げ方針策定 説明会資料

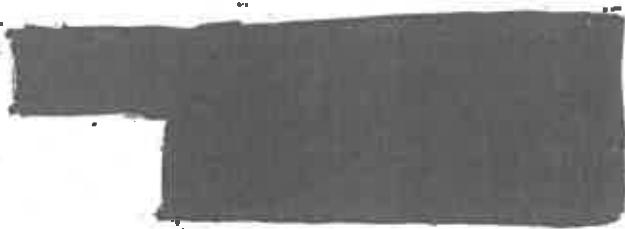
規制052411(1)1034 144720 ~ 本年度計画実施	2022.8.2
南川本流改修工事実施地元会議会議終了	2022.8.2
二、説明会開催日時 2022年8月16日(土)	会場会員者全員が会議設営の問題

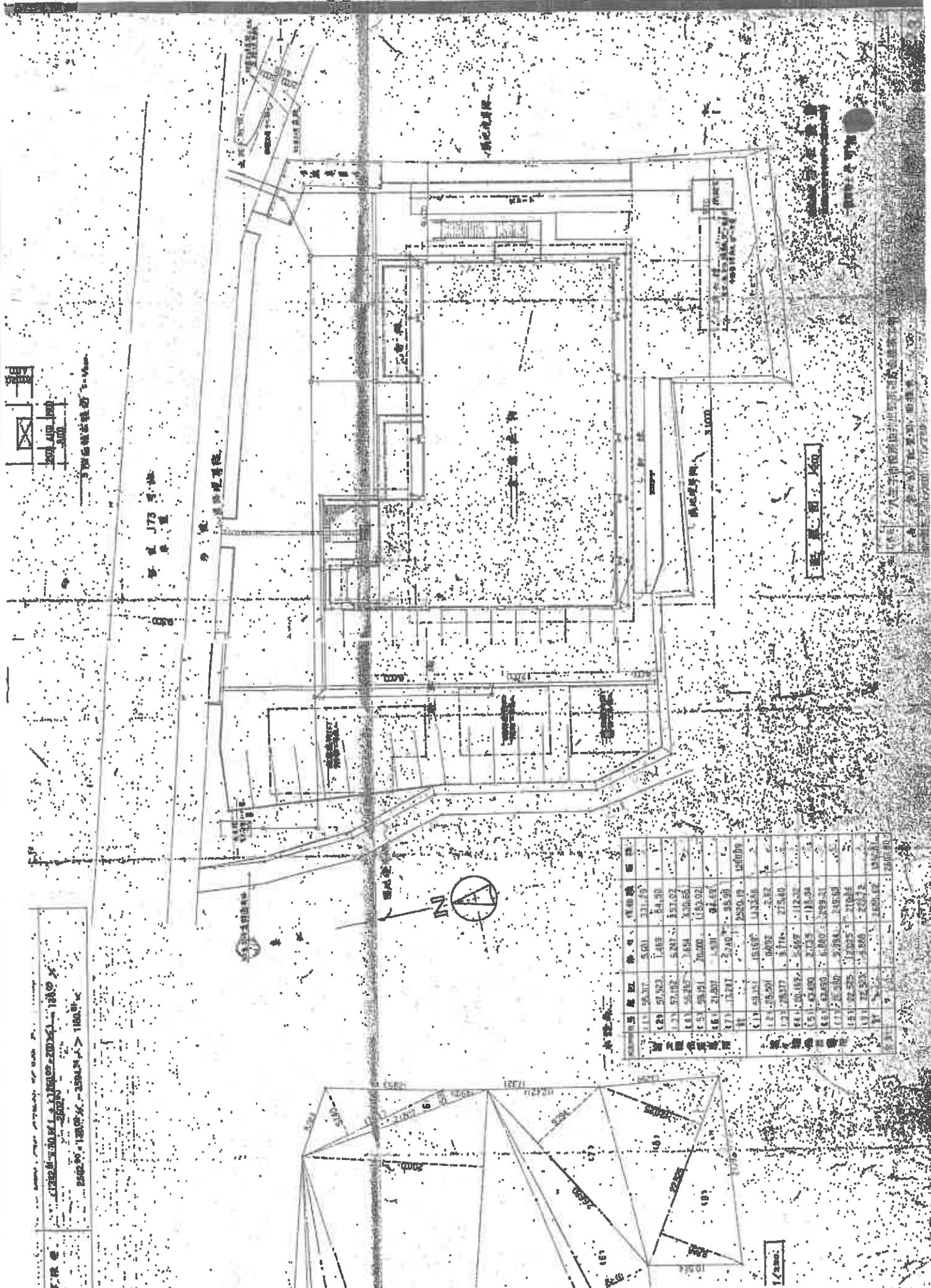
1. 造成地盤 遷流地盤(海抜112.60) 七寸3.
2. 滞水・排水 ① 建物上駆幸場,北前庭へついて北側
水路へ(配達用車両)
② 建物へ右及び山側用道 美山川排水溝
へつけて南側水路へ排水寸3.
3. 洋化槽処理水 北側水路へ排水寸3; 東木線へ排水
路へ導流。
4. 影 ① 建物位置変更(西へ2m; 北へ
50cm)寸3.
② 洋化槽(島子原素250kg)を移動
位置寸3. (引添、日影因考慮)
5. 南側ゴロツク堆溝 現在五石積の箇所から新規に東側へ
南側一部へつけて向知堆溝寸3.
6. ボットレス 外構は木つ木瓦天板(現在上回り)寸3.

同 意 書

八王子市役所由井出張所新庁舎建設に係る昭和 57
年 10 月 8 日付公聴会において、種々の発言をいたし
ましたが、八王子市の十分な説明を受け、理解しまし
たので、新庁舎の建設について同意いたします。

昭和 57 年 11 月 10 日





57.10.8(金) 午後水望
公施会 15:00 水望

要 望 看	要 望 雨 墓 墓	要 望 住 打 て 回 答
1. ニートハイルーフに建物の基石處をすこし開くか。骨料が六 ヵ戸水を使用している。二戸への影響はないか。 水道工事もやらなければ。	明石壁は今がコンクリートで工法である。 雨水が影響がある場合、直路 を改修するか、雨水(は)上段に合せやすさを設け 現況盤	
2. 住居の裏側に渋化槽を設置する予定であるが、現状会比同じ高さ にまた西側に居住する方が影響を免れると豈かの高さは どの程度か。	雨水(は)上段に合せやすさを設け 現況盤	
	1. シートハイドロフラット戸水への影響がある。なぜに対する方針はいかが 方法:	
	2. 清化槽設置位置のトペル丘現在の高さにして排水する 3. 雨水工事改修のため側面流下の雨樋を今より0.6m 聞くが、高側を高くする理由は。 4. 現在の石垣は大雨など雨水が附着、雨水が流れ込むと排水する からだいたい。	全般の基礎といつて、多竹造土木 部材で対応する 現況盤
	5. 便所の設置工出入口でできるだけしてもらいたい 6. 西側石垣改修工事に伴う道路、側面改修を 立ち上げる。	アスリードの排水改修、 現度は十分にあり
		1. 建物の位置、構造、中央部の連絡口を山頂に 2. 連絡道、支橋の主産業の現在地、空き地を部分分譲量 3. 石垣(東側、南側)工事終了予定期限 4. 上段の工事終了予定期限

要望者	要望事項	要望に対する回答
	4. 雨水は、勾配をかけた雨側から水流すと屋根から勾配を 内水面が高側で50cm程度高くする感じになりますが、せのうだにこなす ために、床下室、廊腰斜面、外壁物など、側引込みは暗渠で北側 部屋又は水路の方式流すか。	建物と駐車場との間で、北側に高さ50cmの 壁を作り、北側へ流水す。
	5. 流れ落ちる三連の屋根、坡度を大きくして雨水排水の問題 があるから、少し水路改修が必要です。個人の能力が限られ て改修ができないので、出来たままで、側引込みで北側へ 下水道へ通じて改修水管へ流れます。	<10月8日、公聽会> 現状の雨水排水の問題 を3種類ごとに分けて放談 (土木課、環境課)
	6. 他の協議会が設立してしまったので、新規で、アリナリス。 7. 利害関係人の協議会の統合を希望します。連絡先は、アリナリス。 8. 利害関係人の統合会を開催してほしい。	<11月10日 地元説明会> 北側水路へ排水する (土木課、環境課)
		1. 施設前北側大堂生産棟を建つが、日影が当たらぬように 2. 鉄骨を組み替えることによる漏水修理設置工事。且影響が及ぶない 3. 舞台の北側に窓なし構造にしてしまうか、出張物大堂設置不可と日影 の点
		C 4. 洗化槽の音が気になる。財務省は他の場所で騒音で不快感 の点

第1号書式 (B.5)

建築基準法第18条
第2項の規定による 計画通知書 (建築物)

昭和 年 月 日		第 105 号
通知者官職氏名 八王子市長 後藤 雄一		
1. 宮庁所在地 八王子市本町24番1号 電話番		
2. 連絡所格 氏名 八王子市本町24番1号 松本栄太郎 電話番		
3. 設計者格 氏名 株式会社 畑野和也 設計士 小野和也		
4. 施工者格 氏名 八王子市本町24番1号 松本栄太郎 電話番		
5. 工事監理者格 氏名		
6. 1. 地名地番 八王子市冲倉町245番1号		
2. 用途地域 住居、近傍、商業、工業、工場、機械工場、工場、倉庫、貯蔵施設		
3. その他の区域 地域、地区		
4. 防火地域 防火、準防火		
5. 主要用途		
計画部分 計画以外の部分 合計		
9. 敷地面積 2602.96 m ²		
10. 建築面積 656.00 m ²		
11. 延べ面積 1180.81 m ²		
12. 敷地面積との比率		
法第52条 45.3%		
法第53条 25.0%		
13. 工事着手予定日 昭和 年 月 日		
14. 工事完了予定日 昭和 年 月 日		
15. その他必要な事項		
1. 用途別 新築		
2. 工事種別 施工		
3. 建物構造 鋼筋コンクリート造		
4. 階層別 1階 2階 PH階 合計		
5. 計画部分 565.00 m ² 60.00 m ² 23.00 m ² 1150.00 m ²		
6. 計画以外の部分 565.00 m ² 60.00 m ² 23.00 m ² 1150.00 m ²		
7. 高さの計算		
8. 高さの計算		
9. 高さの計算		
10. 高さの計算		
11. 高さの計算		
12. 高さの計算		
13. 高さの計算		
14. 高さの計算		
15. 高さの計算		
16. 通知番号		
昭和58年3月3日 第105号		
環境部建築指導課		
署口		
保見		

※の欄は記入しないでください。

CHOU.0110004

昭和58年3月3日 第105号

16 建築物別概要(第号)	(1) 用途	自転車屋場	(2) 屋根	密格かう-鉄板
	(2) 工事種別	新築	外壁	全上
	(3) 構造	鉄骨造	内軒裏	全上
	階別	/ 階	階	合計
(ト) 申請部分	21.42 m ²			21.42 m ²
床面積	申請以外の部分			
合計	21.42 m ²			21.42 m ²
(イ) 柱の小径			(ア) 最高の高さ	2.26 m
(リ) 橋架材間の垂直距離			(イ) 最高の軒の高さ	1.8 m
(ス) 階の高さ			(ウ) 屋室の床の高さ	
(ツ) 屋室の天井の高さ			(エ) 便所の種類	水洗便所(改良)
(タ) 建築設備の種類				
16 建築物別概要(第号)	(1) 用途	洋式化粧室	(2) 屋根	コンクリートスラブ
(2) 工事種別	新築	外壁	コンクリートコアセメント壁	
(3) 構造	複数コンクリートブロック	内軒裏	コンクリート打放し	
階別	/ 階	階	合計	
(ト) 申請部分	2.87 m ²		2.87 m ²	
床面積	申請以外の部分			
合計	2.87 m ²		2.87 m ²	
(イ) 柱の小径			(ア) 最高の高さ	2.6 m
(リ) 橋架材間の垂直距離			(イ) 最高の軒の高さ	2.05 m
(ス) 階の高さ			(ウ) 屋室の床の高さ	
(ツ) 屋室の天井の高さ			(エ) 便所の種類	水洗便所(改良)
(タ) 建築設備の種類				
16 建築物別概要(第号)	(1) 用途		(2) 屋根	
(2) 工事種別			外壁	
(3) 構造			内軒裏	
階別	階	階	階	合計
(ト) 申請部分				
床面積	申請以外の部分			
合計				
(イ) 柱の小径			(ア) 最高の高さ	
(リ) 橋架材間の垂直距離			(イ) 最高の軒の高さ	
(ス) 階の高さ			(ウ) 屋室の床の高さ	
(ツ) 屋室の天井の高さ			(エ) 便所の種類	水洗便所(改良)
(タ) 建築設備の種類				

I 設計諸元

1. 名 称 八王子市役所由井出張所新庁舎
2. 設 墓 場 所 八王子市片倉町 245番地 1外.
3. 处理対象汚水 生活系汚水
4. 处理方 式 沈殿分離+接触ばっ氣方式
5. 处理対象人員 110人 (人員算定参考)
6. 計画汚水量 22 m³/日 (汚水量算定参考)

計画汚水量	記号	m ³ /日	m ³ /時	ml/分	ml/秒
日平均汚水量	Q _d	22	0.917	0.0153	—
日最大汚水量	Q _m				
時間最大汚水量	Q _s		2,292	0.0382	—

(但し、時間最大汚水量は、日平均汚水量の 2.5 倍とする)

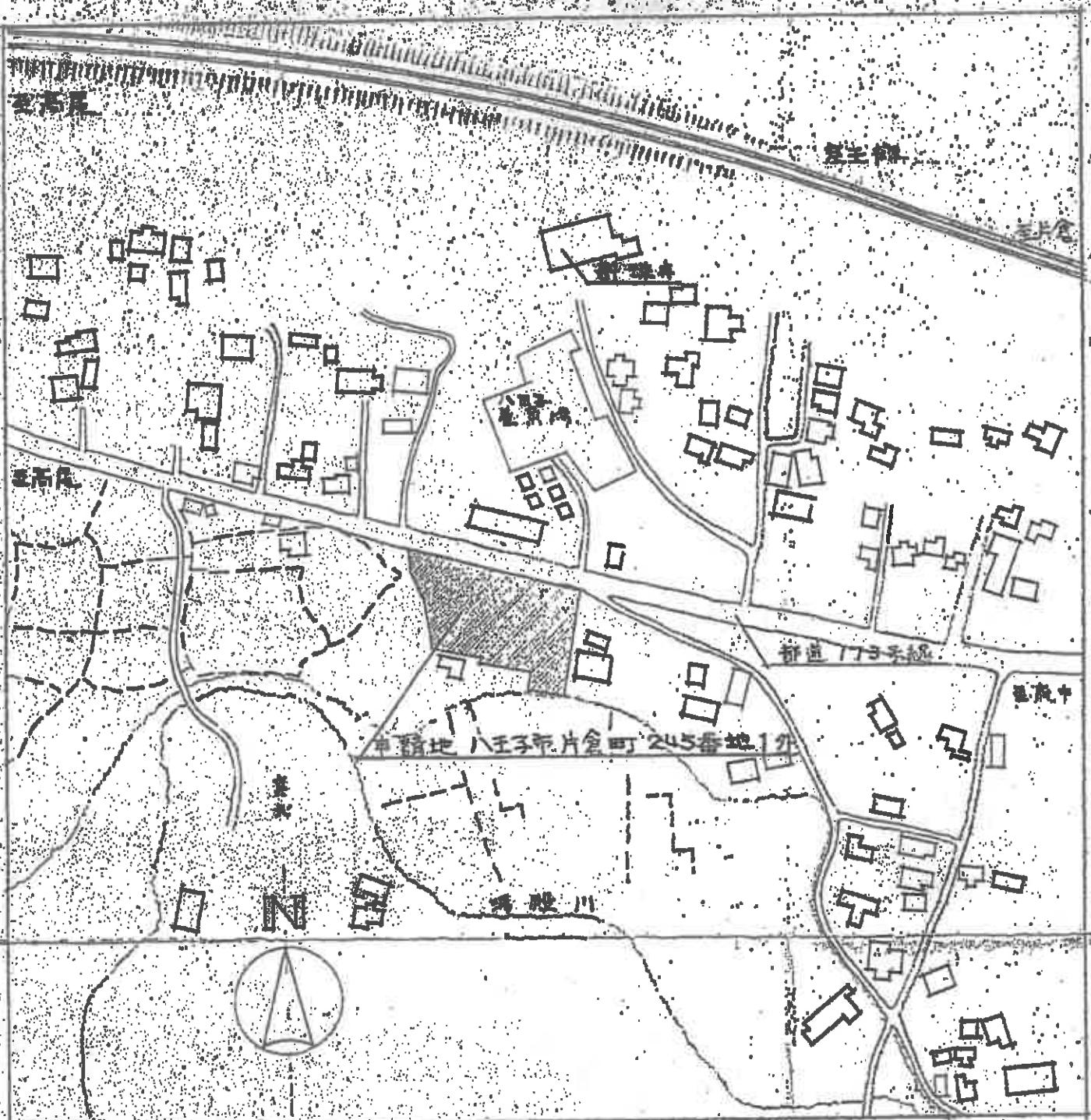
7. 水 質

項 目	流入(ppm)	放流(ppm)	除去率%
B O D	200	20	90

8. 保証水質

項 目	水 質
B O D	20

(ppm)

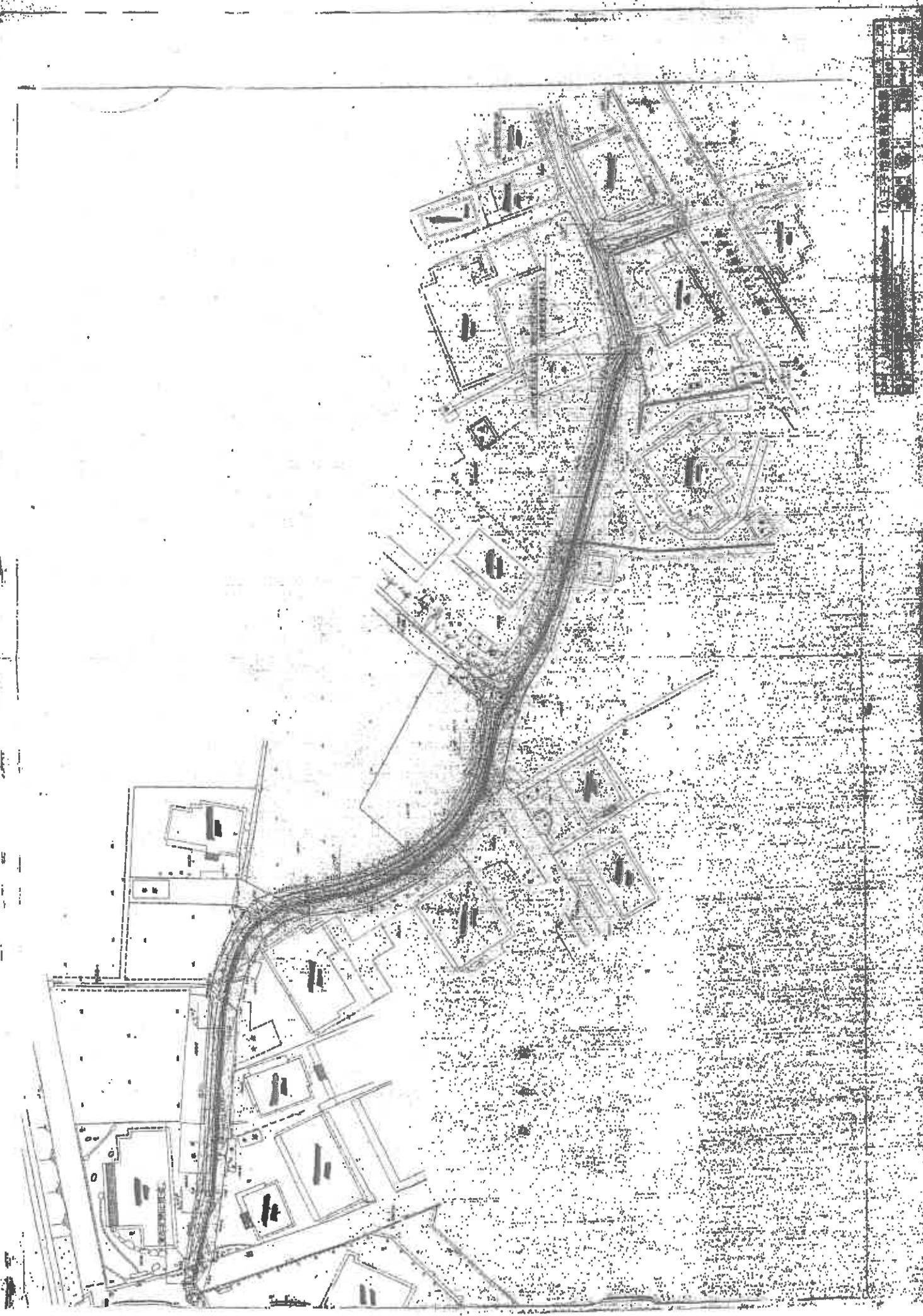


東内図

九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九



比例图 1:200



課長	係長	主任	係
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

八王子市役所 由井庁舎新方倉 建築工事

建築基準法第18条7項の規定による

検査済証

第105号

八王子市長 昭和 58.11.17
計画通知者 復職現一殿

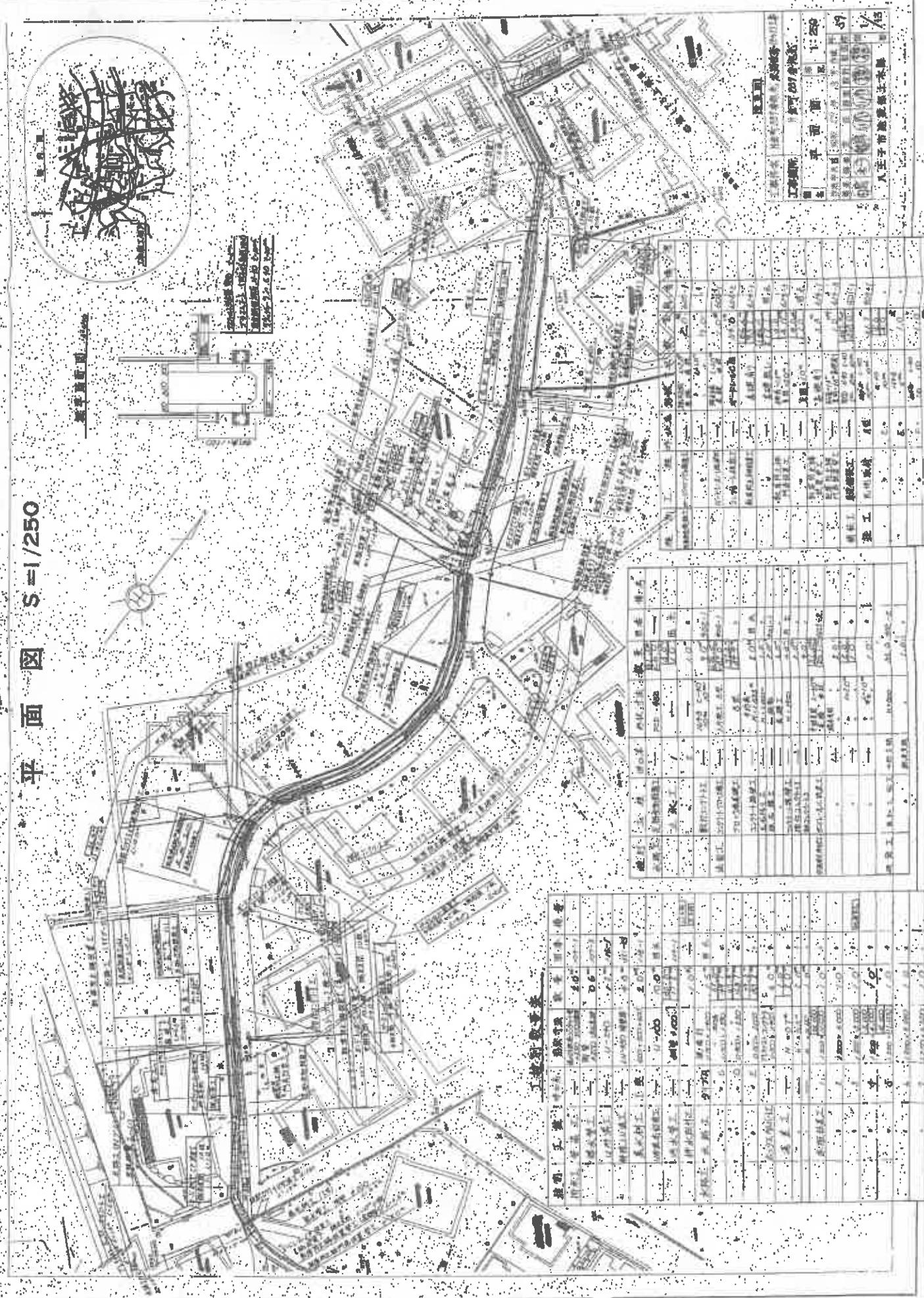
建築主事 小田芳

下記に係る工事は、検査の結果、建築物の構造、建築設備に係る法律並びにこれに基づく命令及び条例又は建築基準法第88条に掲げる条項並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合していることを証明する。

1. 通知書番号	第105号
2. 通知年月日	昭和58年3月3日
3. 建築場所又 建築設置場所	片名町245-1外
4. 宮庁所在地	元本郷町3丁目24-1
5. 工事完了 検査年月日	昭和58年11月4日
6. 検査員 職 氏名	奥田孝雄 長田尊延

卷之三

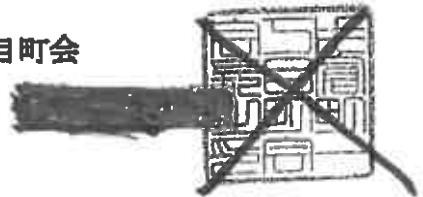
5-1 / 250



平成 21 年 1 月 14 日

八王子市長 黒須 隆一様

片倉町一丁目町会
町長



道路舗装工事施工に関する要望

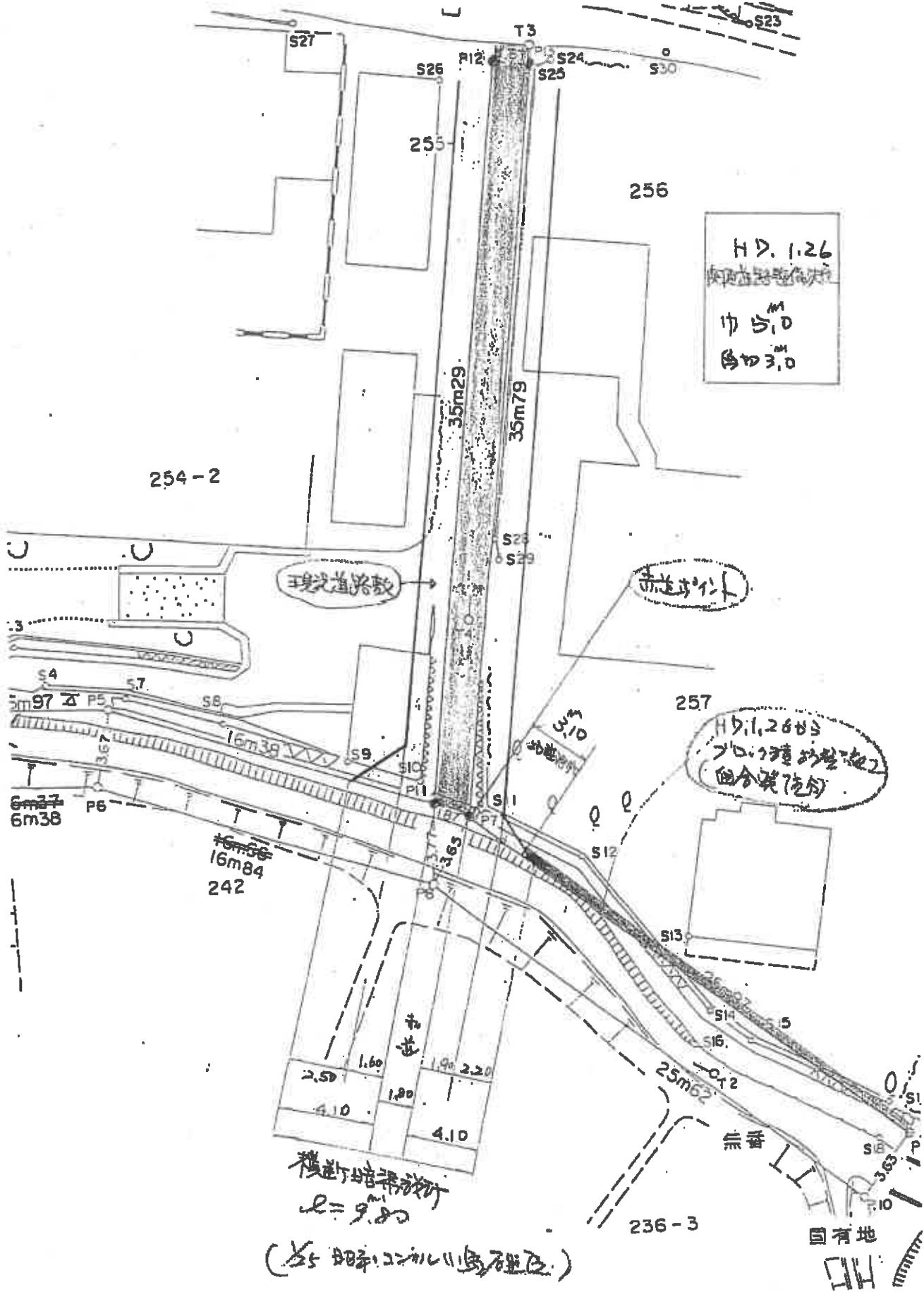
本町会は会員数 700 有余世帯で構成し、地域の安全安心と良好な地域社会の維持及び形成、並びに地域のまちづくり等を目的に昭和 62 年 4 月に設立し今日に至っています。

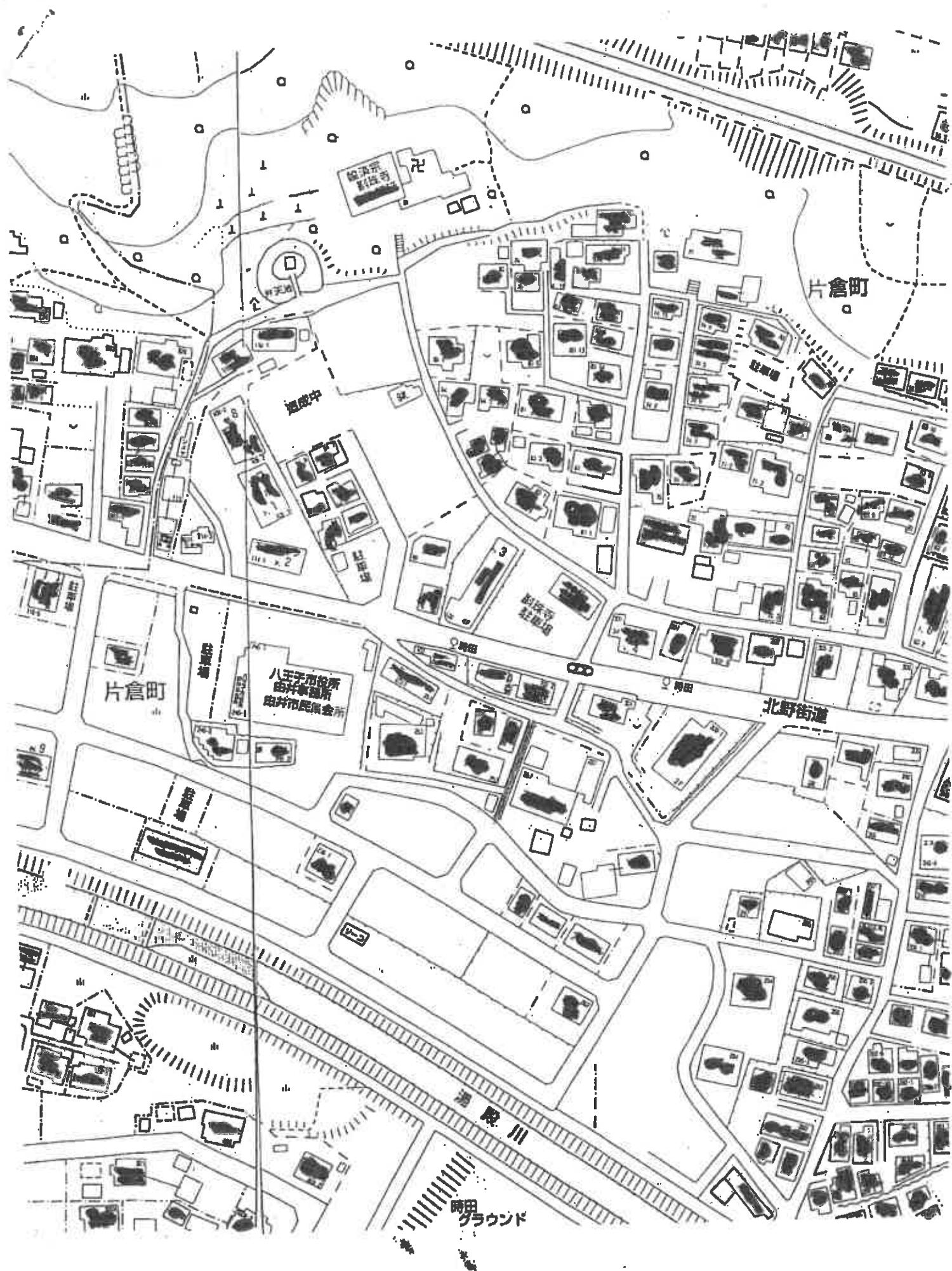
現在貴市が管理する建築基準法第 42 条第 2 項のみなし道路は砂利道であり急勾配であるため日常の生活に大きな支障をきたしています。自転車が滑って児童がかすり傷を負ったり、大雨では雨水が砂利を流出し溝がきができる危険な状態が続きます。

みなし道路の幅員は約 1.8m ですが道路西側の民地の所有者からは延長 35m に渡りセンターパック 2.0m のところを 2.50m セットバックし道路用地（現況幅員 3.40m）として提供、舗装工事施工に関して承諾書の押印（平成 13 年 10 月 18 日付）をいただいているが道路東側の所有者からはみなし道路を舗装することについての了解がいただけないままとなっています。

貴市では、平成 17 年に地域の安全で快適な生活環境を創出していくため、みなし道路の保全及び整備に関する条例を施行、順次、整備し維持管理されていると聞いています。今回のケースはこの条例には該当するものの地権者の承諾を必要とすることから、『地権者の道路用地として承諾いただいている民地（幅員 1.60m 延長 35.29m）と、みなし道路（幅員 1.82m 延長 36m）の舗装（排水）工事』を施工され地域住民の公共の福祉の向上のために尽力されることを強く要望します。

< 別添：図面、承諾書、写真 >







21八政広収第214号

平成22年4月 1日

公文書公開決定通知書

片倉町一丁目町会長 [REDACTED] 様

八王子市長 黒須 隆一



平成22年3月25日付で請求のありました公文書の公開については、八王子市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することと決定しましたので通知します。

公文書の件名	平成21年5月30日、北野事務所で開催したタウンミーティング「市長と語る」における ①「片倉町内みなし道路の舗装について」の発言と市長答弁全文の記録 ②同部分のデジタル音声データ 01 [REDACTED] 様砂利道舗装.wma	
公開の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（口郵送） ※ただし、デジタル音声データについては、「八王子市情報公開事務取扱要綱第4・7公文書の公開方法（7）電磁的記録の写しの交付の方法イ項」にいう現有機器で容易に対応できない大容量データのため、視聴の方法にて公開します。	
公開の日時 及び場所	日 時	平成22年4月1日 午後1時30分から
	場 所	総合政策部広聴広報室広聴担当
担当課	総合政策部広聴広報室広聴担当 042-620-7411	

注 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においでになれない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。



平成 22 年 4 月 1 日

片倉町一丁目町会長

[Redacted] 様

八王子市長 黒須 隆一



市政につきましては、平素から御理解と御協力をいただき、お礼申しあげます。

平成 22 年 4 月 1 日 21 八政広収第 214 号「公文書公開決定通知書」にて御連絡いたしました、平成 21 年 5 月 30 日、北野事務所で開催したタウンミーティング「市長と語る」における「片倉町内みなし道路の舗装について」の発言者及び市長答弁の全文の写しを別紙により交付します。

タウンミーティング【東南部地区】平成21年5月30日（北野事務所）発言番号27 全文

片倉町

初めだけ立たせてもらいます。片倉町一丁目町会の会長の[]でございます。きょうはお忙しいところ、時間をとっていただきましてありがとうございます。じゃあ以降、座らせてもらいます。

いま3分と言われたんですが、簡潔に申し上げますがちょっと3分じゃ間に合わないので、できるだけ早く切り上げるようにします。

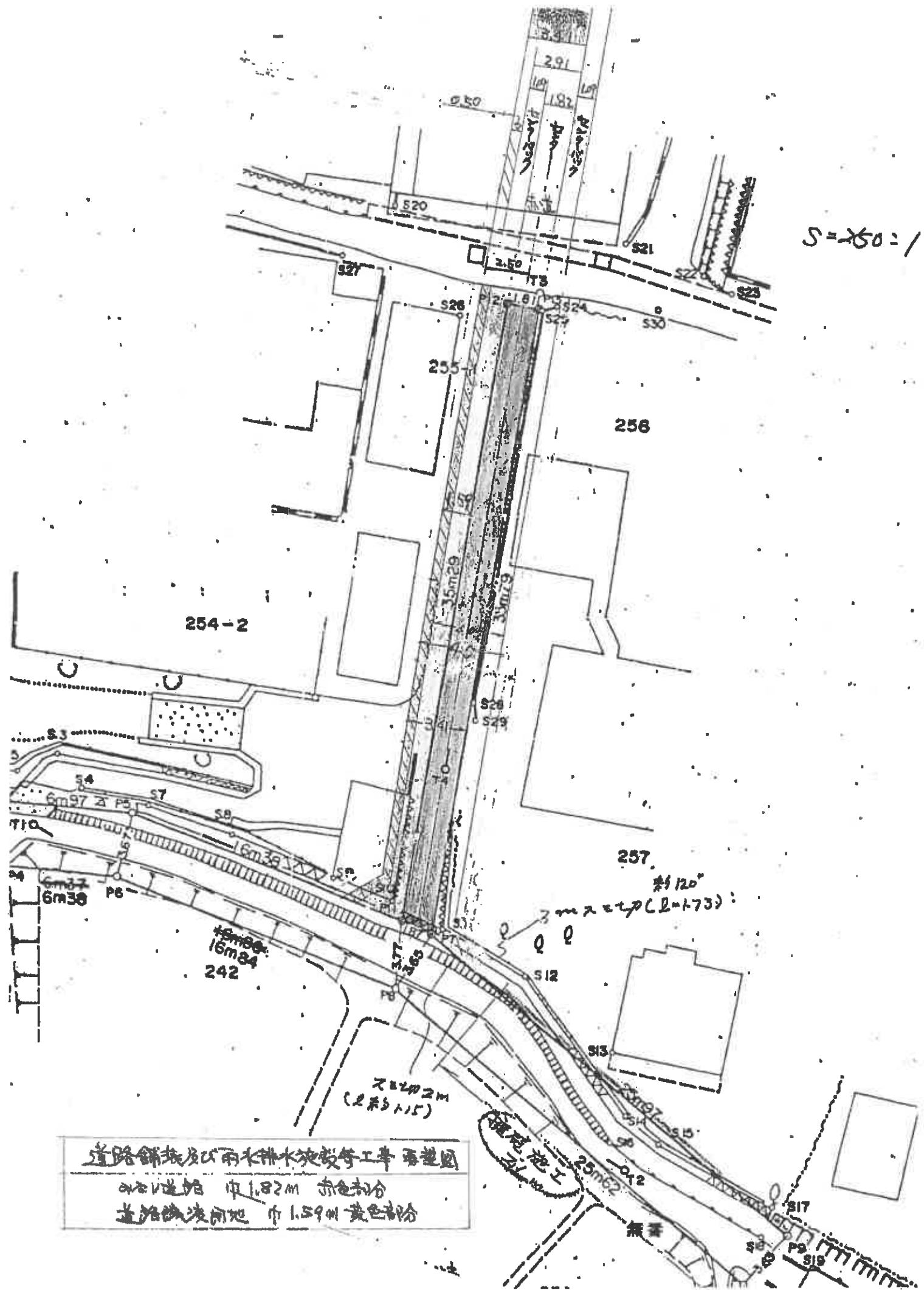
まず市長にお礼を申し上げたいんですが。片倉町一丁目町会は防犯パトロールを毎週やっておりまして、犯罪がおかげさまで大変少ないということで市から表彰されました。ありがとうございました。それからいま、市長が述べられました縁の関係ですが、私の地域にはですね、時田縁の保存の地域がございまして、これもしっかり残していただきまして御礼申し上げたいと思います。

それでは、苦情じやなくてですね、お願ひを実はさせていただきます。昔は直接の直訴は打ち首でございますが、きょうは勘弁をしていただきたいと思います。と申しますのはですね、実はきょうは道路の榎本部長がおいでになっておりますが、片倉町の中でですね、大変交通量の多い場所でまだ砂利道のところがあるんですよ。北野街道から由井出張所のほうに行きまして一つ目の信号がございます。由井出張所の左側ですか、あそこから南に入ったところにですね、昔の赤道の1.5メートル、いま臨時の地主さんが御協力いただきまして、3メートルから4メートル近い道路になっているんですが、傾斜がありましてね、自転車なんか降りると砂利道ですから大変危険なんです。片倉の、京王片倉の駅へ行く人、それから逆に学校へ通う小学生、こういう方がですね、歩いたりあるいは自転車に乗って転んだり。雨のときにはですね、砂利が出ちゃって地元の人がもう30年来、片付けてるんですよ。それで、実は昨年、今年のですね、1月14日に私の前任の[]会長名で市長さん宛に、実は要望書を出してあるんです。そんな関係で、皆さんもう既に御承知かと思いますが、きょう御来場の方ちょっとわからないので、簡単に説明だけさせてください。実はこの道路はですね、いま言いました北野街道の南側なんんですけども、大変通行量が多くてですね、危険だと。特にいま言いましたように雨のときに特に危険だということで、地元で今までやってるんですが地元の人たちも高齢化しちゃってるんですね。だからなかなか道普請ができないということで、ぜひこの辺もですね、お願ひしたいということ。それから、市のほうはですね、道路に隣接してる両方の地権者が協力できないとなかなかできないということなんですが、片側の地権者ですね、30年来どういうわけか同意してもらえないんですよ。そういうかたちで、ぜひともですね、みなしどう路という形の中で舗装をお願いしたいと。調べていただければわかりま

すけれども、通行量大変多いです。そういうことでお願ひしたいと思います。

それからですね、ちょっと時間の関係があるので急いでしゃべろうと思って、ちょっと急所何箇所か落としてしまったんですが。いずれにいたしましても、昨年町会としてですね、ぜひこの道路を舗装していただこうと。町会の中でも未舗装道路というのはほとんどありません。あることはあるんですけども、通行量少ないです。ここについては町会でもですね、最重要地区という形で要望しておりますので、ひとつきょうは市長さんもおいでになっておりますし、樋本部長もおいでになっておりますので、ひとつ御勘案いただきたいですね、できるだけ早くお願ひをしたいというのが要請でございます。どうもありがとうございました。鐘が鳴る前に終わりました。

市 長 ■■■さん、ありがとうございました。これは前の■■■会長の名前で要望書もいただいておりますし。それから現場、私見てはいないんですけども現地見てないんですけども。写真も数枚の写真で、現地の状況をよく承知をしております。それから担当者から内容も事前にお話をいただきておりましたから、よく聞いております。内容よく承知をしております。結論から言いますとですね、舗装するようにこれ努めます。できるだけ早い時期に。これは、傾斜もありますし、舗装しないとこれちょうど危ないですね。マンホールのところなんかがずいぶんえぐれちゃったり、雨が降るとすぐ土砂が流れてくるというようなこともありますから。舗装することを前提にいま進めます。問題は、先ほど■■■さんがおっしゃったように、反対をする人が。これは反対をするというより、内容がよくわからないけれども感情的なものがあるんでしょうね。ですからそれを、隣接の方の御理解を得られないっていうのは、それはやはり原則ではございます。私道ですからね。私道の舗装ですから、原則的にはそういうことになってますけれども。これは客観的に見ても舗装すべきだと思います。ですから、市のほうで反対をされる方にいまでも接触をしておりますけれども、お話をし、理解を求めるようにします。最終的には、どうしても、どんなことを話してもどういうふうにお話をさせていただいても、絶対だめだと、そう言われた場合でもこれ一定のお話をお願ひましたと、理解をしていただけるということで。そういうことですですね、舗装するようにします。これはちょっとやっぱり、しないといけないというふうに思いますから。よく事情はわかりましたから。できるだけ早い時期に話まとめますから。



道路鋪設及雨水排水施設等工程
路面鋪設
中 1.82m 赤色部分
道路鋪設
中 1.59m 黃色部分

2018 (H30) 5·30

A 水路七番地（左：味是舎洋）現況



A · B · C 水路 9 現況 写真

2019 (H31) 3·13 高塚の解体工事





2022/06/16



2022/06/16

2022 (RK) 6-16 A木路9現況



2022/06/16



2022/06/16

2

2022 (RK) 6・16 B北側の現況



2022/06/16

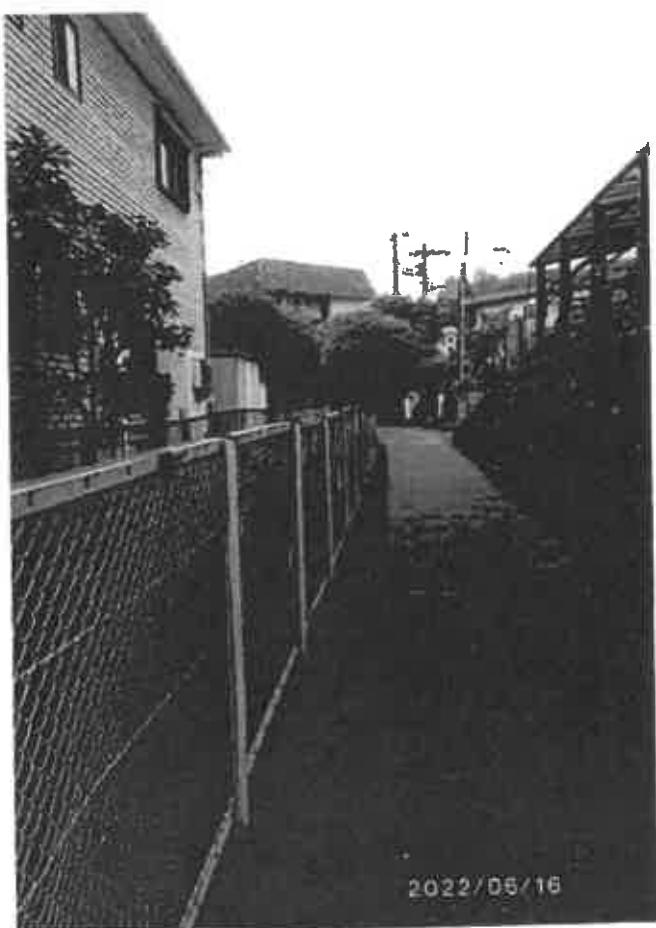


2022/06/16

2022 (RK) C水槽の現況



2022/06/16



2022/06/16



2022/06/30



- 0122 00/00 -

2022 (R4) 6-30 A水路の現況



2022/06/30



2022/06/30

X

2022 (RK) 6・30 水害の現況



2022 (RK) 6・30 水害の現況





2014(H26) 5・22 炒糞道の現況

炒糞道の現況写真





2022/06/16



2022/06/16

2022(AK) 6・16

砂利道の現況

2022(RK) 6・30



2022/06/30



2022/06/30

?



2022/06/30



2022/06/30

2022 (R4) 6・30 入糸道の現況



2022/06/30



2022/06/30